

とちぎ薬物 乱用防止 推進プラン (3期計画)

2026～2030



「薬物乱用のない社会」の実現

～県民一人ひとりが健康に暮らし、希望を持てる「とちぎ」～



令和8(2026)年3月
栃 木 県



「薬物乱用のない社会」の実現を目指して

薬物乱用は、乱用者本人だけの問題ではなく、家族を含めた社会全体にも計り知れない悪影響をもたらします。

県民一人ひとりが健康に暮らし、希望を持てるとちぎの実現のため、薬物乱用問題に対して関係機関・団体が一丸となって総合的な対策を講じ、“薬物乱用を許さない社会づくり”が重要であると考えています。

栃木県では、平成 27(2015)年 6 月に「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定、平成 28(2016)年 3 月には、条例の実効性を高めるため「とちぎ薬物乱用防止推進プラン」を策定し、薬物乱用防止対策に取り組んで参りました。

しかし、近年、特に若い世代への大麻の乱用拡大が深刻化するなど、薬物乱用は依然として大きな社会問題の一つとなっています。

そのような状況の中、国は令和 5 (2023)年 8 月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を公表し、大麻乱用期への総合的な対策の強化や再乱用防止対策における関係機関と連携した“息の長い支援”の強化など重要項目を示したところです。

こうした薬物乱用をめぐる情勢や国の動向を踏まえ、更なる薬物乱用防止対策の強化を図るため、これまでの対策の方向性を継承しつつ、この度、新たな施策を含めた「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）」（計画期間：令和 8 (2026)年度から令和 12(2030)年度）を策定いたしました。

本プランでは、基本目標を『「薬物乱用のない社会」の実現～県民一人ひとりが健康に暮らし、希望を持てる「とちぎ」～』と掲げ、4つの基本方向を柱として、11の取組を積極的に推進して参ります。

つきましては、県民の皆様はもとより、市町、保健・医療・福祉等の関係団体、医療機関等とともに官民が一丸となって、各種施策に取り組んで参りたいと考えておりますので、引き続き、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いします。

結びに、本プランの策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました栃木県地方薬事審議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和 8 (2026) 年 3 月

栃木県知事 福田 富一

目 次

第1章	計画の策定	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
第2章	薬物乱用をめぐる現状と課題	
1	薬物事犯等の状況	2
2	薬物乱用に関する県民意識調査	5
3	2期計画の主な取組・成果と課題	10
4	2期計画における施策目標の進捗状況	16
第3章	計画の基本方針	
1	基本目標	17
2	基本方向	17
3	施策の体系	18
4	「第六次薬物乱用防止五か年戦略」(厚生労働省)との関係	19
5	施策の体系図	20
第4章	具体的な施策	
1	具体的な施策	
	基本方向Ⅰ(薬物乱用防止の教育及び学習の推進)	21
	基本方向Ⅱ(薬物に関する相談体制等の充実)	27
	基本方向Ⅲ(監視指導及び取締りの強化)	30
	基本方向Ⅳ(薬物依存症治療等の充実)	36
2	施策一覧	41
3	目標値一覧	43
第5章	計画の推進	
1	責務	44
2	推進体制	44
3	計画の評価	46
	参考資料	47

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

県では、平成27（2015）年6月に「栃木県薬物の濫用の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づく施策や基本的な考え方を示すため、令和3（2021）年度～令和7（2025）年度の5か年計画である「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（2期計画）」を策定し、総合的な薬物乱用防止対策を推進してきました。

このような中、本県において、大麻事犯の検挙人員の約6割を30歳未満が占めるなど、全国の状況と同様に若い世代の大麻乱用の拡大が深刻な問題となっており、若い世代への大麻乱用対策の充実が必要です。県内の覚醒剤事犯の検挙人員は、減少傾向にあるものの、検挙人員の半数以上が再犯者となっていることから、関係機関が連携した息の長い支援を一層強化することも必要です。

また、制度面においては、75年ぶりに大麻取締法が改正され、令和6（2024）年12月から大麻等の不正な施用について、他の規制薬物と同様に、麻薬及び向精神薬取締法における「麻薬」として禁止され、施用罪による罰則が適用される等の規制強化が図られました。

このような背景を踏まえ、薬物乱用防止対策の更なる充実を図るため、「とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）」を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、条例第6条の規定により、薬物乱用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本県の薬物乱用の防止に関する基本的な計画を定めるものです。

また、この計画は、栃木県重点戦略「新とちぎ未来創造プラン」、医療法に基づく「栃木県保健医療計画」、障害者基本法に基づく「とちぎ障害者プラン21」、アルコール健康障害対策基本法及びギャンブル等依存症対策基本法に基づく「栃木県依存症対策推進計画」、教育基本法に基づく「とちぎ教育ビジョン」、栃木県青少年健全育成条例に基づく「とちぎ青少年プラン」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「栃木県再犯防止推進計画」、国の「第六次薬物乱用防止五か年戦略」と調和のとれたものとなっています。

3 計画の期間

この計画は、令和8（2026）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とする5か年計画とします。

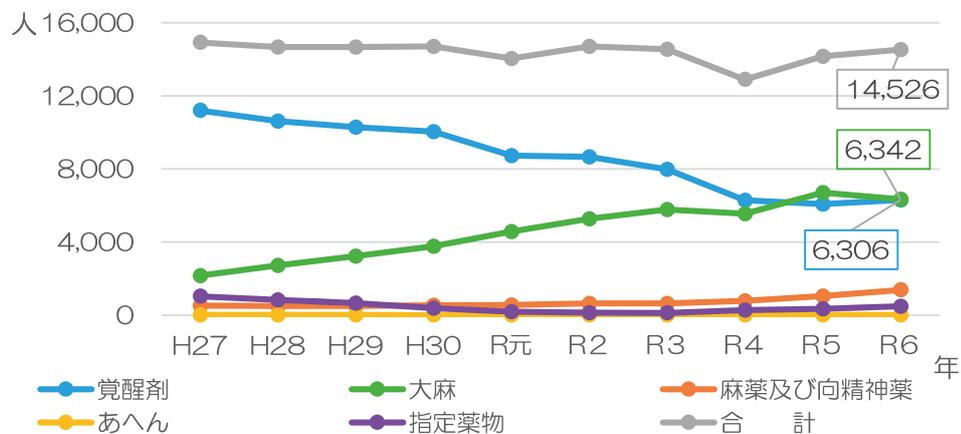
なお、今後の社会情勢などの変化に対応した適切な計画の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 薬物乱用をめぐる現状と課題

1 薬物事犯等の状況

1 薬物事犯検挙人員（全国）

令和6（2024）年の全国の薬物事犯検挙人員は14,526人であり、依然として1万人を超える高い水準で推移しています。また、令和5（2023）年においては、国内における大麻事犯の検挙人員が過去最多を更新するとともに、統計開始後初めて覚醒剤事犯の検挙人員を超え、大麻乱用期の渦中にあります。

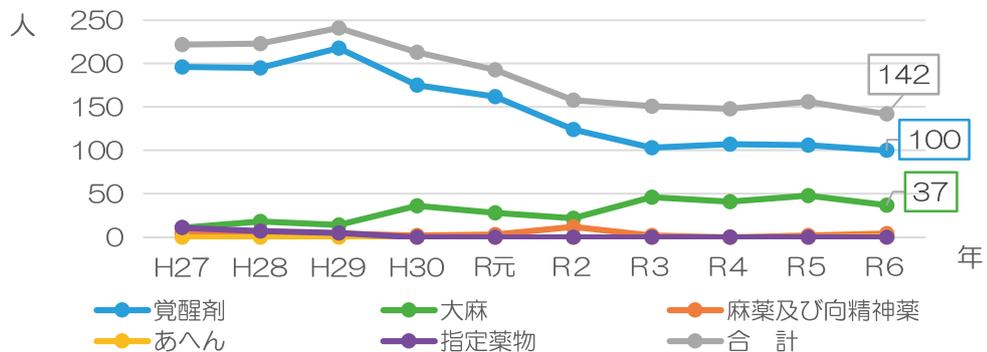


出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料

図1 薬物事犯による検挙人員の推移（全国）

2 薬物事犯検挙人員（栃木県）

本県の令和6（2024）年の薬物事犯検挙人員は142人であり、近年は150人程度で推移しています。全国の状況とは異なり、覚醒剤事犯の検挙人員が、全体の約7割を占めていますが、ここ数年は、大麻事犯の検挙人員が増加傾向にあります。

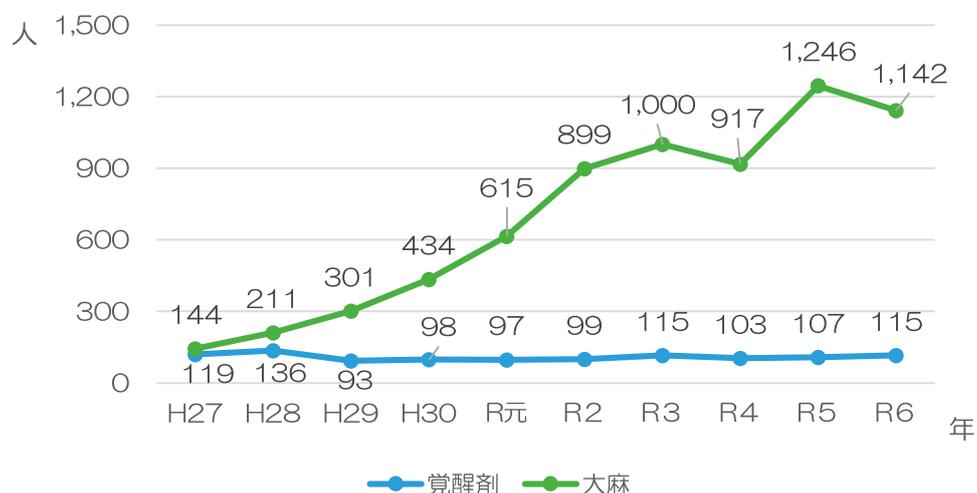


出典：栃木県警察本部統計資料

図2 薬物事犯による検挙人員の推移（栃木県）

3 未成年者薬物事犯検挙人員（全国）

全国の薬物別未成年者薬物事犯の検挙人員は、平成27（2015）年以降、大麻事犯による検挙人員が急増しており、令和6（2024）年では平成27（2015）年の約8倍となっております。

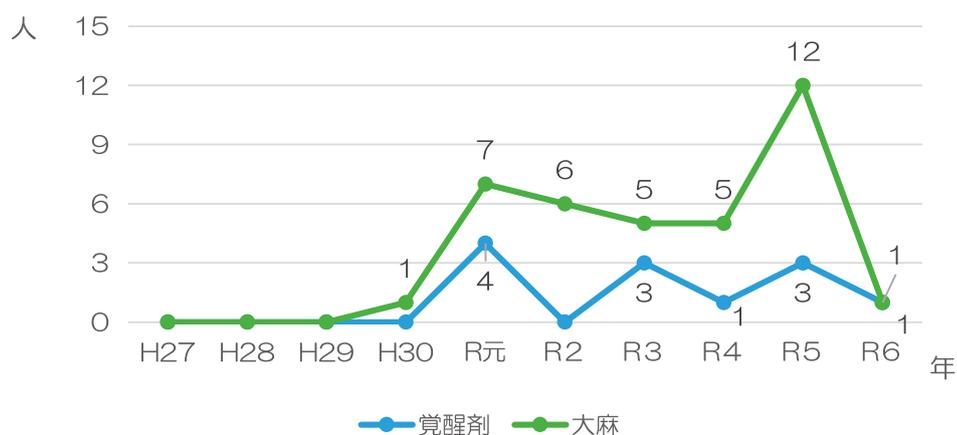


出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料

図3 薬物別未成年者薬物事犯検挙人員の推移（全国）

4 未成年者薬物事犯検挙人員（栃木県）

本県の未成年者薬物事犯の検挙人員は、令和元（2019）年以降は、覚醒剤、大麻のいずれの検挙人員も増加傾向にありましたが、令和6（2024）年は減少しました。

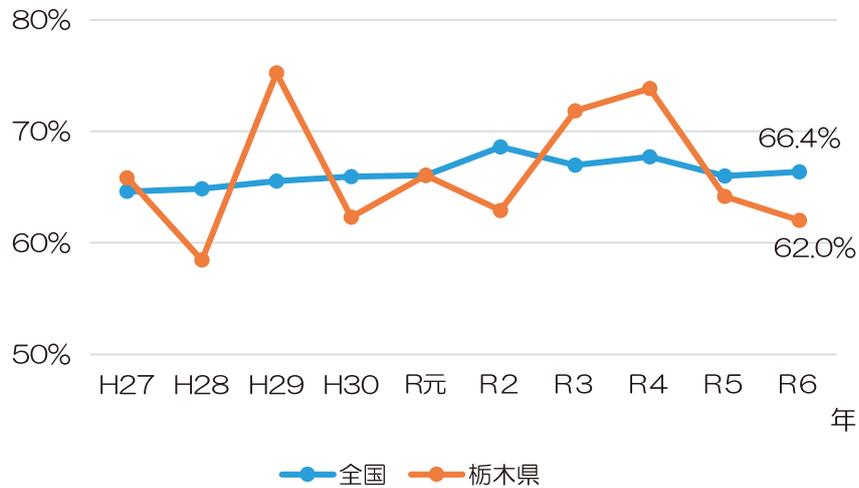


出典：栃木県警察本部統計資料

図4 薬物別未成年者薬物事犯検挙人員の推移（栃木県）

5 覚醒剤事犯による再犯状況

近年の全国における覚醒剤事犯による再犯者率は6割以上で推移し、県内でも同様の傾向で推移しています。



出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料及び栃木県警察本部統計資料

図5 覚醒剤事犯における再犯者率の推移

6 指定薬物の乱用等の状況（全国）

全国における指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員については、平成27（2015）年をピークに減少しておりましたが、令和3（2021）年を境に増加傾向が続いています。

なお、本県における検挙人員は、平成30（2018）年から0人が続いています。



出典：厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料

図6 指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反の検挙人員の推移（全国）

2 薬物乱用に関する県民意識調査

県民の薬物乱用に関する意識等を把握し、本計画の策定や今後の薬物乱用防止施策の推進に役立てることを目的として、とちぎネットアンケート¹を活用し、調査しました。

(1) 調査設計

○調査対象者

県内在住の満16歳以上の男女 822名

○調査方法

電子メール配布及び電子申請による回答

○調査期間

令和6（2024）年12月3日（火）～12月16日（月）

(2) 回収結果

○回収数 509名

○回収率 61.9%

(3) 調査回答者の属性

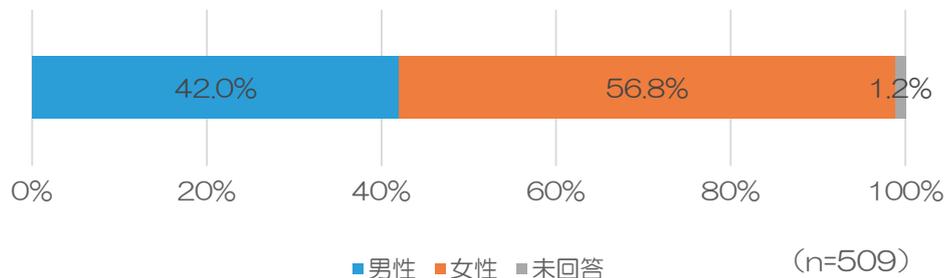


図7 性別

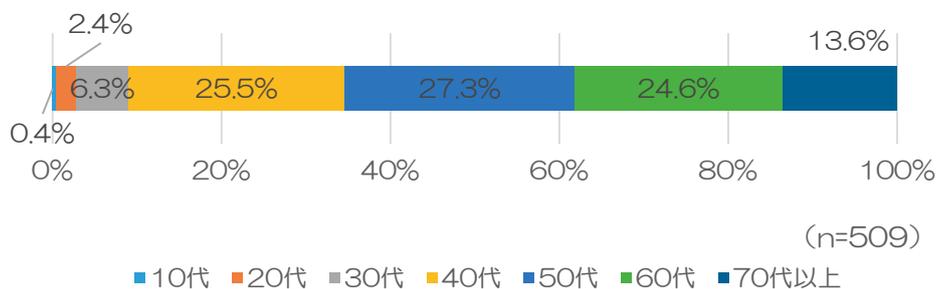


図8 年齢

¹ インターネットを活用してアンケートを実施し、県民の皆さんの意識やニーズを把握して県政に活かすことにより、協働による県政を推進することを目的として実施する事業

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

参考資料

(4) 調査結果

問1 あなたは、覚醒剤についてどう思いますか。最も近い気持ちを1つだけお選びください。(n=509)

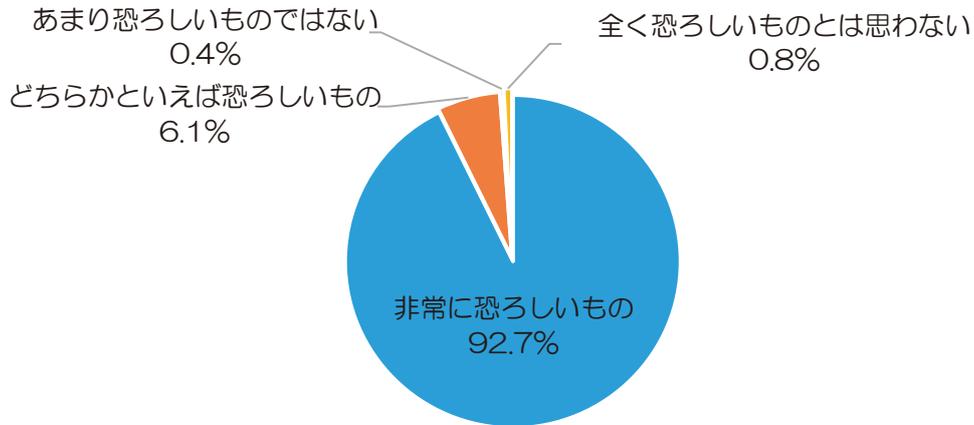


図9 覚醒剤に対する気持ち

問2 あなたは、大麻についてどう思いますか。最も近い気持ちを1つだけお選びください。(n=509)

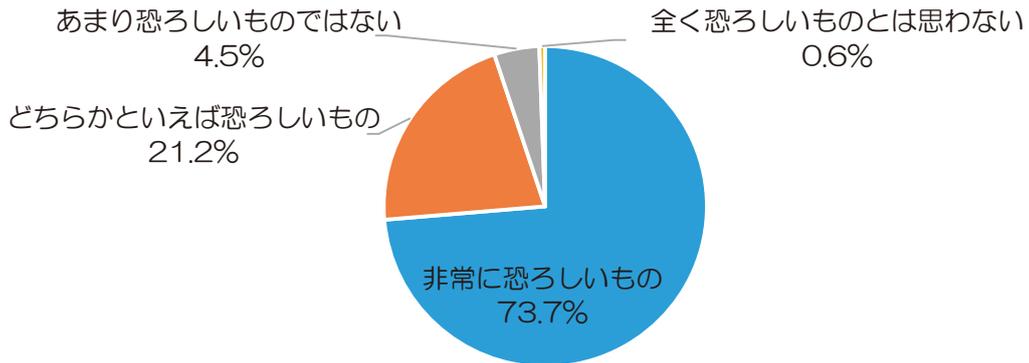


図10 大麻に対する気持ち

問3 (問2で「あまり恐ろしいものではない」「全く恐ろしいものとは思わない」を選んだ方にお聞きします。)あなたが、大麻についてあまり恐ろしいものと思わない理由は何ですか。次の中から当てはまるものをいくつでも選んでください。(n=26)

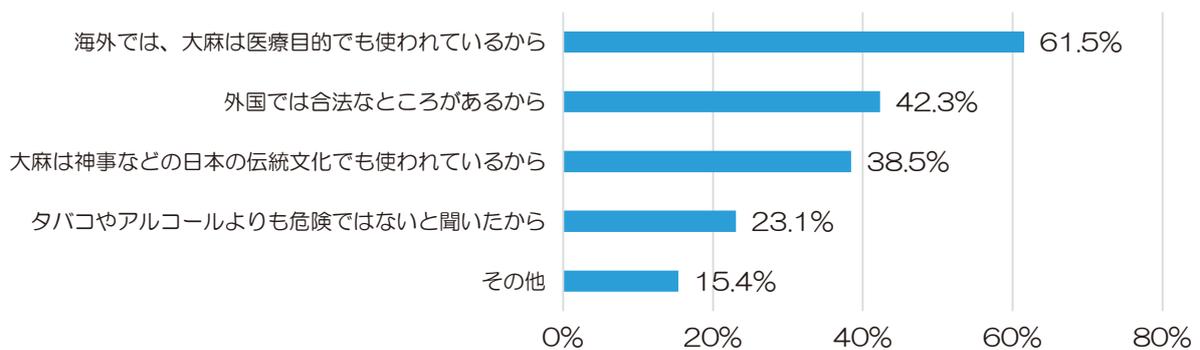


図11 大麻を恐ろしいものと思わない理由

問4 あなたが、若者に対する薬物乱用防止の啓発方法として、効果的と思うものを、次の中から3つまで選んでください。(n=509)

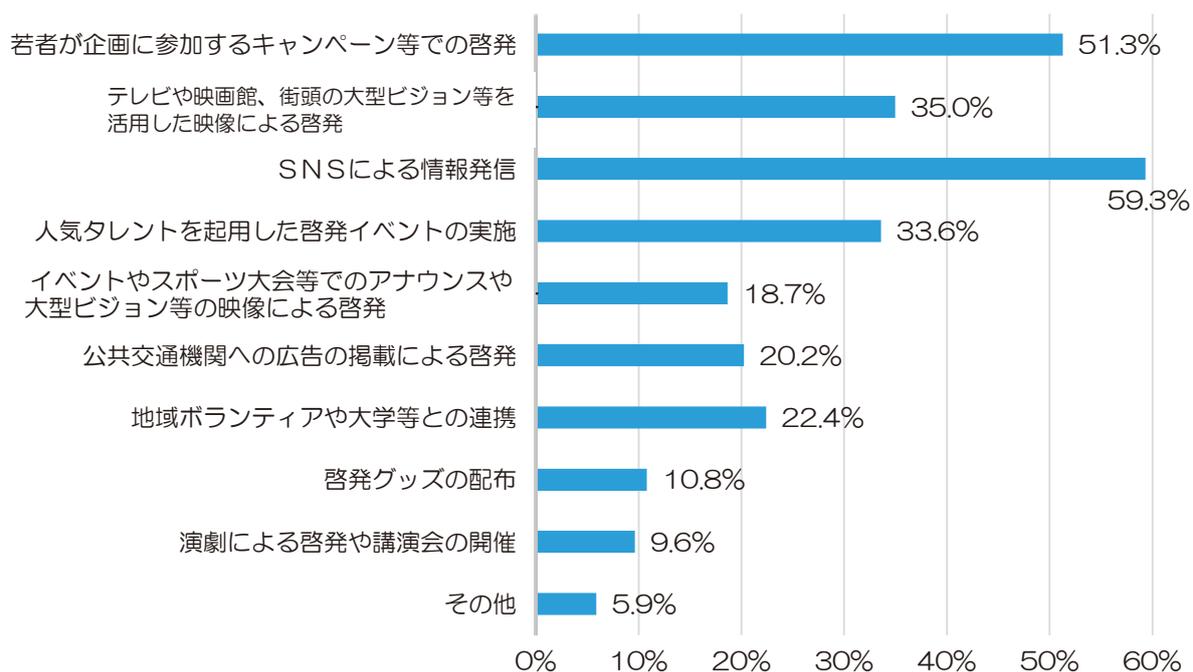


図12 若者に対する薬物乱用防止の啓発方法として効果的と思うもの

問5 あなたは、薬物乱用をすることについて、どう思いますか。次の中から最も近い気持ちを選んでください。(n=509)

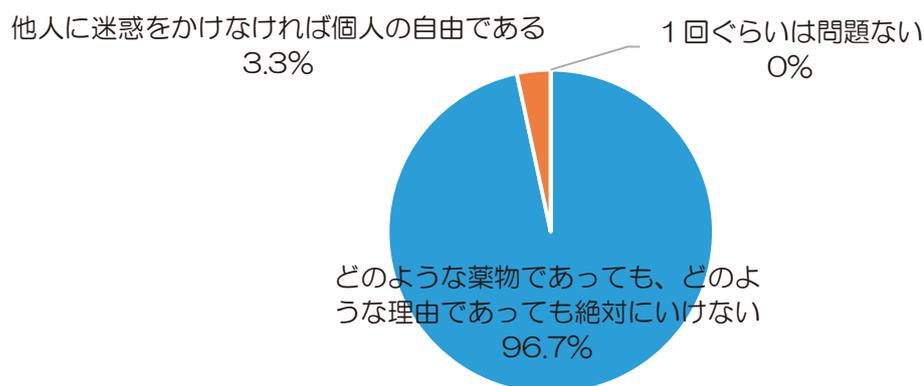


図13 薬物乱用に対する気持ち

問6 あなたは、自分の身近に薬物の乱用を1回でも行ったことがある人がいますか。
(n=509)

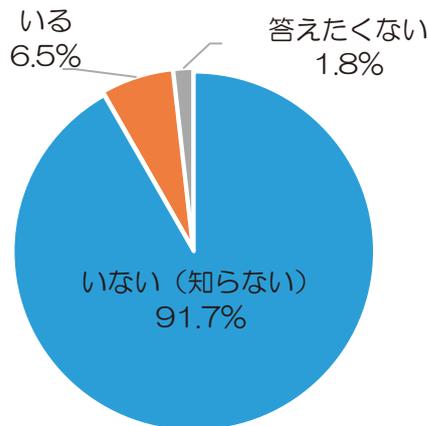


図14 身近な者の薬物乱用

問7 あなたは、家族や友人などあなたの周りの人に薬物を乱用している人がいた場合どうしますか。最も近いものを選んでください。(n=509)

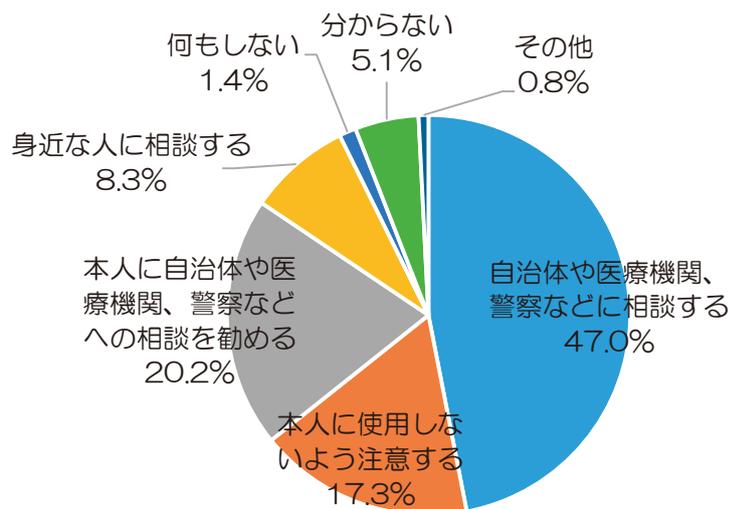


図15 周囲に薬物使用者がいた際の対応

問8 あなたが、薬物の危険性などについて知りたいと思ったとき、どのように調べますか。選択肢の中からいくつでも選んでください。(n=509)

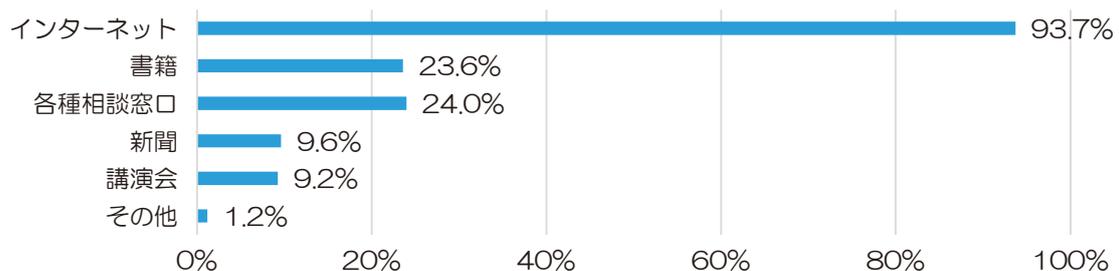


図16 薬物の危険性の調べ方

問9 あなたが、薬物に関する相談窓口として聞いたことがある機関を、次の中からいくつでも選んでください。(n=509)

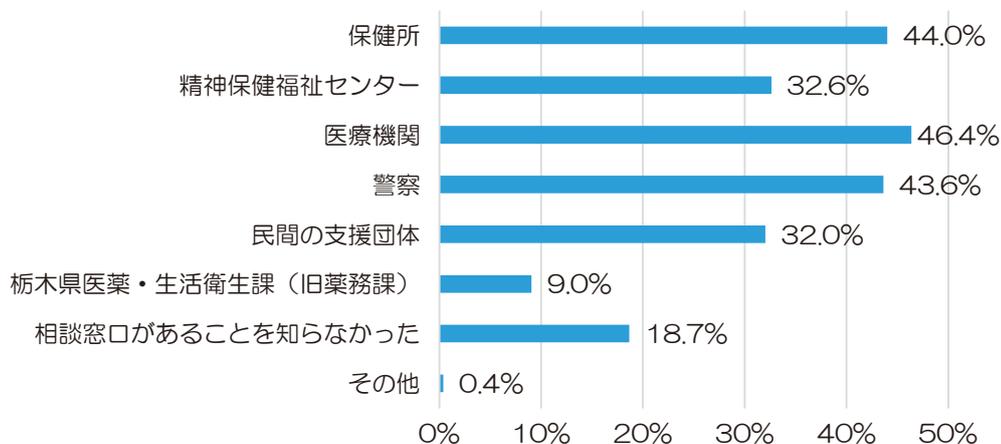


図17 薬物相談窓口の認知

問10 あなたが、薬物乱用を防ぐために、県に力を入れてほしいことは何ですか。主なものを次の中から3つまで選んでください。(n=509)

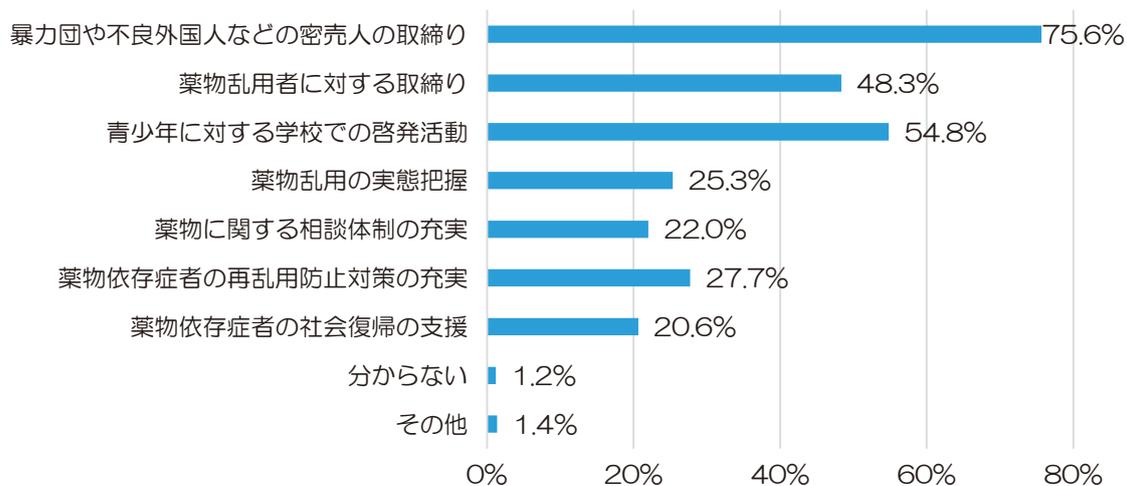


図18 県に期待する薬物乱用防止の取組

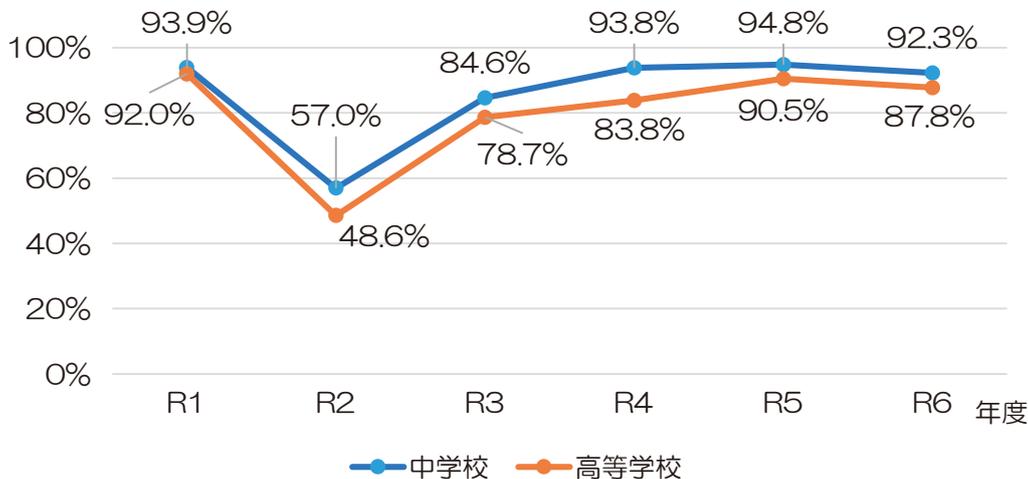
3 2期計画の主な取組・成果と課題

基本方向Ⅰ 「薬物乱用防止の教育及び学習の推進」

取組・成果

ア 薬物乱用防止教室の実施

2期計画の施策目標の1つである「中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の実施率」については、令和2（2020）年度に新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、実施率が大幅に低下しましたが、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5（2023）年度以降、コロナ禍前の実施率付近まで上昇しました。



出典：県保健福祉部医薬・生活衛生課統計資料

図 19 薬物乱用防止教室の実施率の推移

イ 薬物乱用防止啓発演劇の上演

薬物乱用防止の啓発は、若年層への働きかけが重要であることから、県内すべての中学校において薬物乱用防止に関する演劇を上演し、若年層に対する理解促進に努めました。

また、若年層を中心とした大麻乱用の拡大が深刻な問題となっているため、演劇に大麻の内容を盛り込み、大麻に関する啓発を強化しました。

ウ 薬物乱用防止学生サポーターによる普及啓発の実施

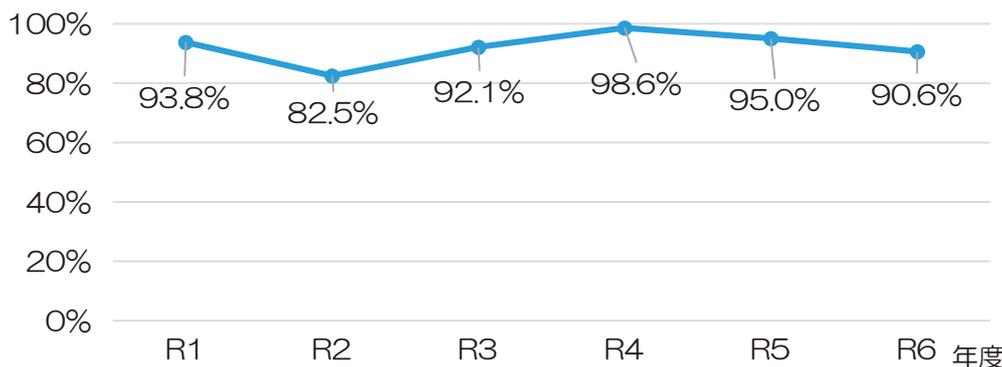
若年層による同世代への普及啓発として、県内の大学等の学内行事における薬物乱用防止の啓発活動や啓発資材作成に協力いただきました。

エ 栃木県薬物乱用防止指導員による啓発活動の実施

県では、薬物の乱用を防止し、健康で明るい県民生活を確立するため、栃木県薬物乱用防止指導員を委嘱しています。薬物乱用防止指導員は、薬剤師、保護

司、登録販売者、補導員等から構成されており、学校等での薬物乱用防止教室や講演会の講師、街頭キャンペーン、健康まつり等における啓発活動等、地域の関係機関と連携した啓発活動を行いました。

2期計画の施策目標の1つである「薬物乱用防止指導員の活動率」については、令和2（2020）年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響でイベント等が中止されたことにより減少しましたが、コロナ禍後はイベント等が再開されたことにより、活動の場が増え、活動率も上昇しました。



出典：県保健福祉部医薬・生活衛生課統計資料

図 20 指導員活動状況

オ 薬物乱用防止巡回パトロールの実施

学校以外での青少年への普及啓発として、県内の街頭や大型商業店舗周辺において、啓発用リーフレットや啓発資材を配布しました。

	令和6（2024）年度
実施回数（回）	60
啓発リーフレット配布（枚）	12,000
啓発資材配布（個）	12,000

表 1 薬物乱用防止巡回パトロール実施状況

課題

- (1) 中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室の実施率が目標の100%に至っていません。生徒に正しい知識の伝達と薬物乱用を拒絶する規範意識の向上のための方策として、全校で開催する必要があります。
- (2) 県内の大麻事犯の未成年検挙者数が増加傾向にあることから、未成年者に対し、大麻の危険性や有害性について啓発を強化する必要があります。
- (3) 薬物乱用防止指導員の活動率が目標の100%に至っていません。地域の関係機関と連携した各種啓発活動の更なる充実のためには、指導員による活動を充実させる必要があります。

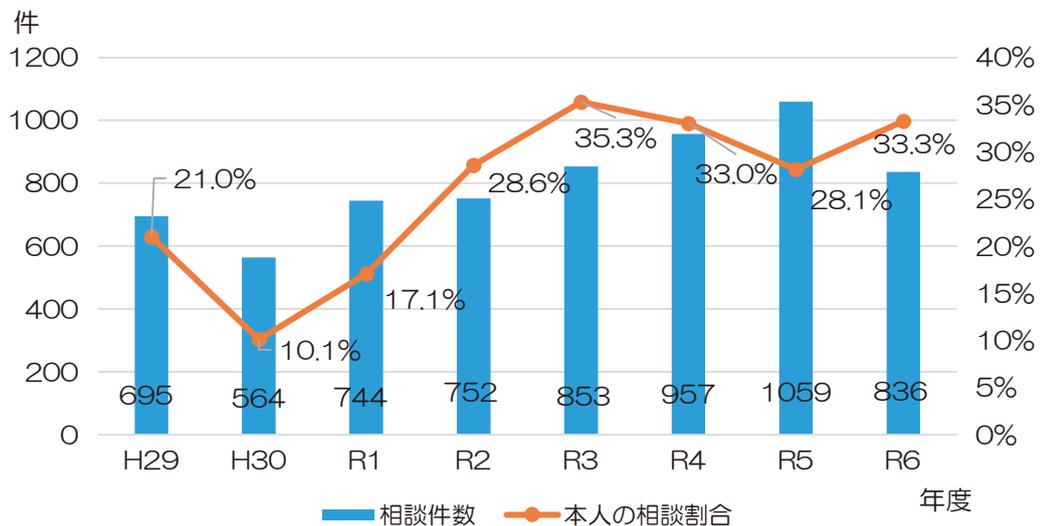
基本方向Ⅱ 「薬物に関する相談体制の充実」

取組・成果

ア 迅速かつ的確な薬物相談の実施

薬物乱用者やその家族からの相談については、精神保健福祉センター、健康福祉センター、医薬・生活衛生課及び宇都宮市保健所等で実施しています。これらの機関では、相談者が抱える問題への対処方法や薬物依存症の治療等に結びつけるための助言を電話、メール及び面談で行いました。また、薬物依存症を含む依存症についての相談等の対応を行うことを目的として、令和3（2021）年に精神保健福祉センターに依存症相談拠点機関を設置しました。

相談件数は、近年増加傾向にあり、相談内容も多様化しています。相談対応者の資質向上等を含めた相談体制の充実に努めています。また、相談窓口の周知や相談しやすい環境整備により、本人からの相談も増加しています。



出典：県保健福祉部医薬・生活衛生課統計資料

図 21 薬物相談件数の推移

イ 相談窓口の周知

相談窓口については、啓発資材やホームページ等で周知してきましたが、県民意識調査では、約19%が「知らない」と回答したことから、支援が必要とする人に情報が届くよう、引き続き、相談窓口の周知に努めます。

課題

- (1) 支援を必要とする本人や家族からの情報が相談機関に円滑につながるよう、引き続き、相談窓口の周知を行う必要があります。
- (2) 薬物相談に関する相談件数の増加及び相談内容の多様化に迅速かつ的確に対応するため、県民が相談しやすい環境を整備するとともに、引き続き、相談対応者の資質向上を図る必要があります。

基本方向Ⅲ 「監視指導及び取締りの強化」

取組・成果

ア 薬物乱用者等に対する取締りの徹底

薬物乱用防止に取り組む関係機関は、法令に基づき、不正薬物の密輸・密売、乱用者に対する取締り等を積極的に実施しました。

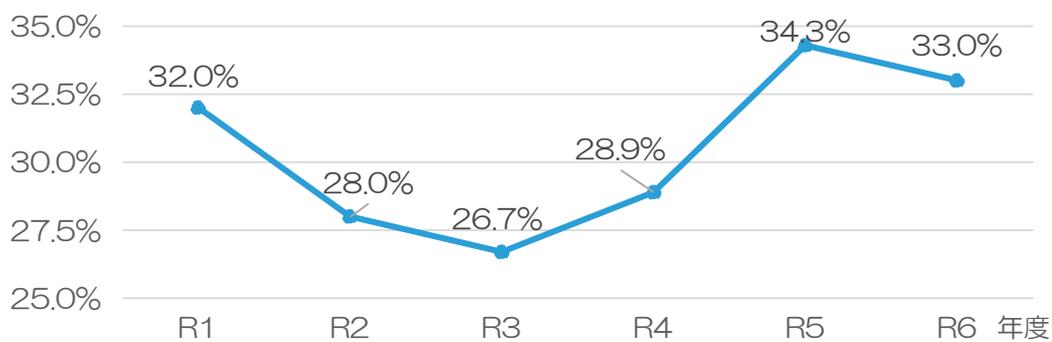
イ 知事指定薬物の指定と県民への情報提供

未規制物質の県内への流通を未然に防止するため、国及び他の自治体と連携し、条例第13条に基づき、速やかに知事指定薬物を指定し、当該薬物の製造や販売等を規制しています。これまでに66成分を指定しました。（令和7（2025）年3月31日現在）

ウ 医療機関等への計画的な立入検査の実施

医薬品である医療用麻薬や向精神薬等を取り扱う医療機関、薬局及び医薬品販売業者等に対し、立入検査を定期的の実施し、医薬品の適正な取扱の確保及び不正流通等の防止を図っています。

2期計画の施策目標の1つである「正規薬物取扱者等への立入検査率」については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて検査率が大幅に低下しましたが、令和5（2023）年度は34.3%、令和6（2024）年度には33.0%まで上昇しました。



出典：県保健福祉部医薬・生活衛生課統計資料

図 22 正規薬物取扱者等への立入検査状況

エ 大麻草の収去検査の実施

本県においては、従来より大麻草栽培者によって無毒大麻「とちぎしろ」が栽培されていますが、在来種との交雑による有毒化の有無を確認することが必要であるため、毎年、すべての栽培地において収去検査を実施し、交雑がないことを確認しています。令和6（2024）年度は、420検体の検査を実施し、交雑がないことを確認しました。

また、令和7（2025）年3月に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が施行され、産業用途で栽培が可能な大麻草に含まれる麻

薬成分の含有量の基準が整備されたことから、収去検査体制の見直しを行いました。

課題

- (1) 乱用が懸念される未規制物質の県内における流通実態を把握することが困難な状況となっています。
- (2) 医療用麻薬や向精神薬等の不正流通等の発生を未然に防ぐために医療機関等への立入検査を計画的に実施する必要があります。

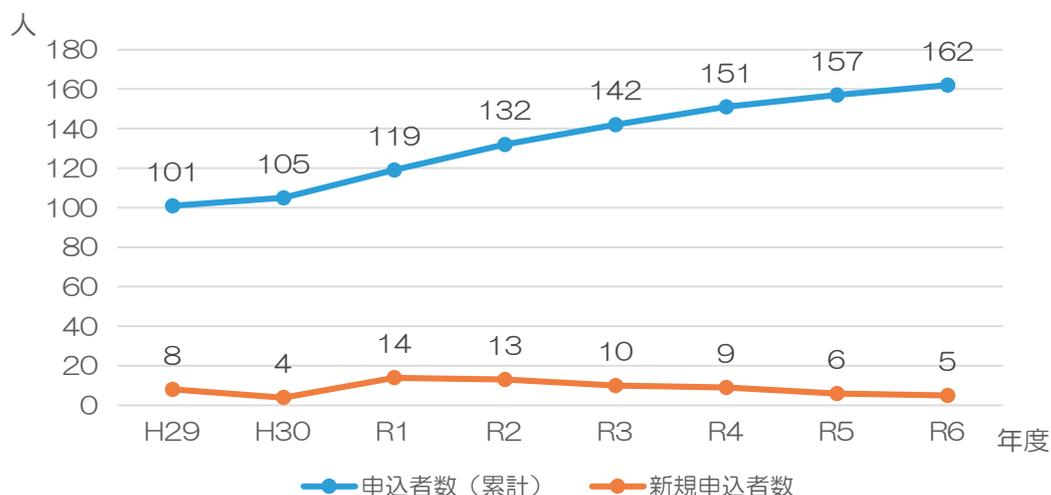
基本方向Ⅳ 「薬物依存症治療等の充実」

取組・成果

ア 薬物再乱用防止教育事業の実施

本県では、比較的軽度の薬物依存症者等に対し、薬物依存症回復プログラムの実施を含めた薬物再乱用防止教育を行っています。

令和6（2024）年度の薬物依存症回復プログラムの実施回数は23回で、延べ参加者数は30人でした。また、平成21（2009）年度の事業開始から令和6（2024）年度までの薬物再乱用防止教育事業への申込者数（累計）は162人でした。そのうち令和6（2024）年度までに再乱用で検挙された人数は20人で、再犯率は12.3%であり、薬物再乱用防止教育を受けた者の再犯は少なく、一定の効果が見られています。



出典：県保健福祉部医薬・生活衛生課統計資料

図23 薬物再乱用防止教育事業の申込者数

イ 家族会事業の実施

薬物依存症者を抱える家族等に対して、薬物依存症の知識や依存症である本人への支援方法等を学ぶ機会を提供するため、精神保健福祉センター、県南健康福祉センター、県北健康福祉センター及び県央地区会場の4箇所で開催しています。令和6（2024）年度の実施回数は23回、参加者数は延べ291人でした。また、参加者の利便性を考慮し、県央地区会場では、土曜日に開催しました。

課題

- (1) 薬物依存症者には様々な症状があり、回復には長い時間を要することから、薬物問題を抱える人や家族に対し、専門的な医療の提供と継続的な支援を関係機関と連携しながら実施していく必要があります。
- (2) 再乱用防止教育事業の参加者が減少傾向であることから、参加者確保に向けて関係機関との連携強化を図る必要があります。

4

2期計画における施策目標の進捗状況

施策目標	目標値 (R7年度)	基準値 (R元年度)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
			実績	実績	実績	実績	評価
取組1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実							
薬物乱用防止教室実施率							
・中学校	100%	93.9%	84.2%	93.8%	93.9%	92.3%	
・高等学校	100%	92.0%	78.7%	83.8%	92.0%	87.8%	
薬物乱用防止学生サポーター登録者数（累計）	195人	144人	169人	169人	169人	169人	
取組2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成							
薬物乱用防止指導員の活動率	100%	93.8%	92.1%	98.6%	95.0%	90.6%	
取組4 関係機関による相談体制の充実							
相談拠点機関の設置	1施設	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	
取組8 正規流通薬物の監視指導監督の徹底							
正規薬物取扱者等への立入調査率 ・免許者・許可業者等	35.0%	32.0%	26.7%	28.9%	34.3%	33.0%	
取組10 薬物依存症者に対する治療の充実							
薬物再乱用防止教育事業への申込者数（累計）	175人	119人	142人	151人	157人	162人	
薬物再乱用防止教育事業終了者数（累計）	40人	23人	30人	30人	31人	32人	
専門医療機関・治療拠点機関の設置							
・専門医療機関	3施設	0施設	1施設	1施設	1施設	1施設	
・治療拠点機関	1施設	0施設	0施設	0施設	1施設	1施設	
取組11 再乱用防止対策の充実強化							
薬物再乱用防止教育事業申込者の再犯率（累計）	10.0%	10.1%	10.6%	10.6%	11.5%	12.3%	

表記	区分	基準
★	達成	目標値を達成している
☀	概ね順調	目標達成に向けた各年度目安値を上回る
☁	やや遅れている	目標達成に向けた各年度目安値を下回る
☔	遅れている	前年度の数値を下回っている

※「やや遅れている」、「遅れている」の両方の基準に該当する場合は、「遅れている」区分としています。

第3章 計画の基本方針

1 基本目標

社会全体で薬物乱用防止に取り組み、「薬物乱用のない社会」の実現を目指すことにより、県民一人ひとりが健康に暮らし、希望を持てる「とちぎ」の実現に向けた取組に繋げ、「新とちぎ未来創造プラン」のめざすとちぎの将来像の実現を目指します。

「薬物乱用のない社会」の実現

～県民一人ひとりが健康に暮らし、希望を持てる「とちぎ」～

2 基本方向

本県における薬物をめぐる現状と課題を踏まえ、基本目標の実現に向けて、4つの基本方向を示し、施策の展開を図ります。

また、4つの基本方向の下に11の取組を定め、具体的な施策を展開します。

- I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進
- II 薬物に関する相談体制等の充実
- III 監視指導及び取締りの強化
- IV 薬物依存症治療等の充実

3

施策の体系

基本目標

「薬物乱用のない社会」の実現

基本方向

具体的な施策

I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進

取組1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実

取組2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成

取組3 薬物乱用防止のための普及啓発への支援の充実

II 薬物に関する相談体制等の充実

取組4 関係機関による相談体制等の充実

III 監視指導及び取締りの強化

取組5 関係機関の連携による取締体制の強化

取組6 不正流通薬物の取締りの強化及び未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応強化

取組7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底

取組8 薬物に関する調査研究等の推進

IV 薬物依存症治療等の充実

取組9 薬物依存症者に対する治療の充実

取組10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化

取組11 薬物依存症者の社会復帰の支援

4 「第六次薬物乱用防止五か年戦略」(厚生労働省)との関係

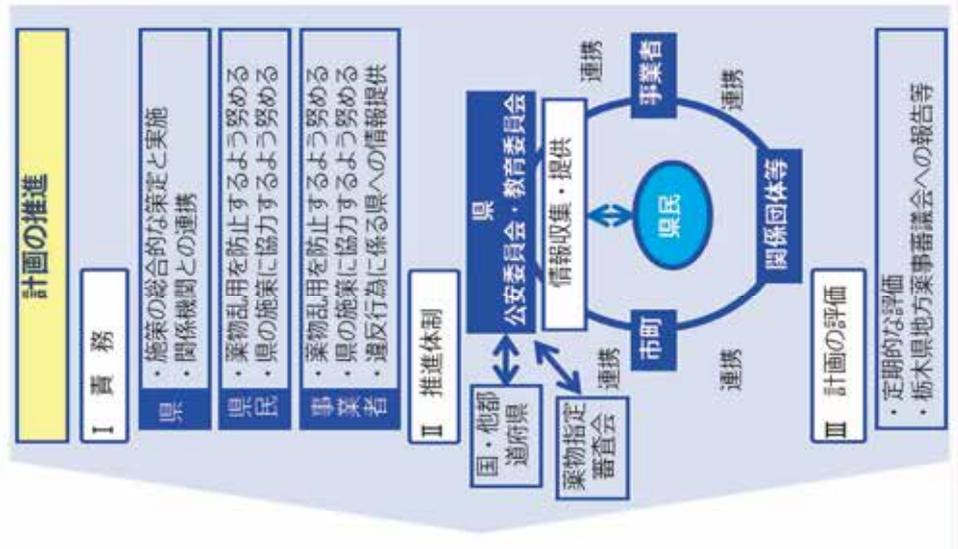
本計画は、国の第六次薬物乱用防止五か年戦略の方向性を踏まえ、従来からの4つの基本方向に沿って、薬物乱用防止対策の更なる推進を図ります。

国の戦略目標		本計画の基本方向	
目標1	青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止	基本方向Ⅰ	薬物乱用防止の教育及び学習の推進
目標2	薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止	基本方向Ⅱ	薬物に関する相談体制等の充実
		基本方向Ⅳ	薬物依存症治療等の充実
目標3	国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止	基本方向Ⅲ	監視指導及び取締りの強化
目標4	水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止		
目標5	国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止		

5 施策の体系図



とちぎ薬物乱用防止推進プラン



第4章 具体的な施策

1 具体的な施策

基本方向 I

薬物乱用防止の教育及び学習の推進

薬物の乱用を未然に防止するためには、青少年の段階から薬物乱用の危険性及び有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることが重要です。

特に、青少年を中心に乱用が拡大している大麻に関しては、「有害性がない」等の誤った情報がインターネット等で流布されており、危険性及び有害性に関する正しい知識を的確に伝える必要があります。また、10代・20代を中心に拡大している市販薬乱用に関しては、医薬品の適正使用の徹底を啓発するとともに、市販薬乱用の背景として指摘されている、当事者の様々な悩みや生きづらさにも着目し、そうした心情に寄り添いながら専門の機関への相談を呼びかけるなど、当事者の心に寄り添った啓発が必要です。

そのため、青少年の目に触れやすいSNS上での啓発など各年齢層に応じた広報・啓発を効果的に展開することで、薬物乱用防止意識の醸成を推進します。

また、学校や地域社会における様々な啓発活動は、継続的に行うことが重要であるため、各活動を積極的に支援します。

取組の内容

- 取組1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実
- 取組2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成
- 取組3 薬物乱用防止のための普及啓発への支援の充実

取組1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実

- 1 児童生徒の薬物乱用防止意識の向上
 - (1) 学習指導要領に基づく指導の実施（教育委員会〔健康体育課、義務教育課、高校教育課〕）

児童生徒が薬物乱用の危険性について正しく理解し、健全な価値観や規範意識を持つことで薬物乱用を防止することができるよう、各学校における指導内容の充実を図ります。
 - (2) 夏季休業前の啓発の推進（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、教育委員会〔健

康体育課、義務教育課、高校教育課]、経営管理部 [文書学事課])

薬物乱用防止に関する正しい知識について啓発リーフレットを作成し、夏季休業を迎える時期に、小学校5・6年生から高等学校3年生までの全児童・生徒に配布し、家庭を含めた薬物乱用防止の啓発を推進します。

- (3) 薬物乱用防止教室の開催 (教育委員会 [健康体育課、義務教育課、高校教育課]、保健福祉部 [医薬・生活衛生課]、経営管理部 [文書学事課]、警察本部 [人身安全少年課])

薬物等に関する専門知識を有する外部講師等を活用した薬物乱用防止教室を開催し、効果的な指導を行います。

- (4) 薬物乱用防止啓発演劇の実施 (保健福祉部 [医薬・生活衛生課]、教育委員会 [健康体育課、義務教育課]、経営管理部 [文書学事課])

薬物乱用の有害性や危険性の正しい理解を促進するため、全中学生を対象に薬物乱用防止啓発演劇を実施します。なお、中学校在学中にすべての生徒が演劇を鑑賞できるよう、県内の全中学校を3年で一巡することとしています。

2 薬物乱用防止教育内容の充実

- (1) 指導内容の充実 (教育委員会 [健康体育課、義務教育課、高校教育課]、保健福祉部 [医薬・生活衛生課])

市町教育委員会等関係機関と連携し、児童・生徒の発達段階を踏まえた適切な指導ができるよう、養護教諭や専門性を有する職員、薬物乱用防止指導員等の外部関係者の参加、協力を得た指導を推進し、薬物乱用防止教育内容の充実を図ります。

- (2) 長期休業前の指導の徹底 (教育委員会 [学校安全課、健康体育課、義務教育課・高校教育課])

夏季等長期休業を迎える前に、各市町教育委員会及び各学校に対して薬物乱用の防止に向けた指導について周知し、薬物乱用の誘惑が高まる時期に合わせた指導の徹底を図ります。

3 大学等における学生に対する普及啓発

- (1) 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進 (保健福祉部 [医薬・生活衛生課])

大学及び専門学校等に対し、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動 (10~11月)」等のポスターを配布するとともに、学生に対し、薬物乱用防止のための啓発資材を配布し、普及啓発を推進します。

取組2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成

1 地域住民への啓発活動の推進

- (1) 薬物乱用防止指導員等による地域における啓発活動の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
関係機関と連携し、市町が行う健康まつり等のイベントにおいて、薬物乱用防止のための啓発活動を行います。
- (2) 薬物乱用防止巡回パトロールの実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
若年層における薬物乱用が拡大していることを鑑み、関係団体と連携し、駅前や繁華街等の街頭、大型商業店舗周辺等において、青少年を中心とした地域住民に対し啓発用リーフレット及び啓発資材の配布による啓発活動を行います。
- (3) 街頭補導活動の実施（警察本部〔人身安全少年課〕）
関係機関、関係団体及び少年指導委員等ボランティアと連携し、街頭補導活動を実施して、少年に対する補導及び指導を行います。
- (4) 成人に対する啓発の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
新成人に対し、ホームページやSNS等を活用し、薬物乱用防止意識の向上を図ります。
- (5) 有職・無職少年に対する啓発の強化（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、警察本部〔人身安全少年課〕）
薬物乱用防止教育を受ける機会が少ない有職・無職少年に対し、薬物乱用防止に関する啓発に触れる機会を提供します。
- (6) 海外渡航者に対する啓発活動の推進（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
海外渡航者に向け、違法薬物の危険性、海外での違法薬物の所持、密輸等の危険性や大麻を原材料とする食品等の持ち帰り等に関する注意喚起のための啓発を行います。

2 各種運動、キャンペーンによる啓発活動の実施

- (1) 薬物乱用防止広報強化期間（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、教育委員会〔健康体育課〕、警察本部〔組織犯罪対策第二課、人身安全少年課〕）
国が推進する「薬物乱用防止広報強化期間（6～7月）」を中心として、関係機関、関係団体、ボランティア等と連携し、駅前や繁華街等の街頭においてリーフレットの配布等を行います。また、広報紙やSNS等を活用して、広く県民への周知徹底を図ります。
- (2) 青少年の被害・非行防止に係る強調月間（生活文化スポーツ部〔県民協働推進

課]、教育委員会[義務教育課、高校教育課]、警察本部[組織犯罪対策第二課、人身安全少年課])

「青少年の被害・非行防止全国強調月間(7月)」や、「秋のこどもまんなか月間(11月)」を中心に、関係機関、関係団体や地域等と連携し、薬物乱用防止など青少年の被害・非行防止に係る各種啓発活動を推進します。

- (3) 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等(保健福祉部[医薬・生活衛生課]、教育委員会[健康体育課]、警察本部[組織犯罪対策第二課、人身安全少年課])

「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動(6/20~7/19)」や、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(10~11月)」を中心として、関係機関、関係団体、ボランティア等と連携した、駅前や繁華街等街頭においてリーフレットの配布等を行います。

3 広報媒体を用いた幅広い啓発活動の推進

- (1) 様々な広報媒体を用いた幅広い啓発活動の実施(保健福祉部[医薬・生活衛生課]、総合政策部[広報課]、警察本部[組織犯罪対策第二課、人身安全少年課])

インターネット、SNS、新聞、テレビ、ラジオ、広報紙等の様々な広報媒体を活用して広報啓発活動を推進します。

特に、青少年が目にする機会の多いSNS等の広報媒体を積極的に活用して、ターゲティング広告などにより効果的な啓発活動を展開します。

- (2) 若年層を対象とした流行する薬物に係る注意喚起の実施(保健福祉部[医薬・生活衛生課])

薬物乱用の誘惑が高まる夏季等長期休業の時期を中心に、若年層の間で乱用が拡大している大麻等の薬物について、SNS等を用いて注意喚起を実施します。

取組3 薬物乱用防止のための普及啓発への支援の充実

1 薬物乱用防止活動を担う人材の育成

- (1) 薬物乱用防止指導講習会等の開催(保健福祉部[医薬・生活衛生課])

各健康福祉センター及び宇都宮市保健所(以下「健康福祉センター等」という。)は、所管する区域の薬物乱用防止指導員に対し、薬物乱用防止指導講習会等を開催し、乱用薬物に関する最新知識の習得と、講師としての技能の向上を図ります。

- (2) 薬物乱用防止教室研修会等の開催(教育委員会[健康体育課]、保健福祉部[医薬・生活衛生課])

各学校において薬物乱用防止教室の講師及び講師を予定している学校医、学校薬剤師、関係団体の会員、薬物乱用防止指導員、教員等を対象として、薬物乱用防止教育に関する学校教育及び薬物乱用の実情等について研修会を行い、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

- (3) 青少年育成関係者を対象とした薬物乱用防止講話の実施（生活文化スポーツ部〔県民協働推進課〕）

青少年育成団体が開催する研修会等において、青少年による薬物事犯の現状や青少年を取り巻く環境と対策等について講話を実施するなど、青少年育成活動の向上を図ります。

2 啓発用資材の充実

- (1) 啓発用資材の作成、配布及び貸し出し（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、教育委員会〔健康体育課〕、警察本部〔人身安全少年課〕）

リーフレット、その他啓発用資材等を作成し、啓発活動を行う学校等に対して配布するとともに、啓発用DVDやパネル等の貸し出しを行います。

また、各種啓発用資材を活用する関係者の意見や要望、薬物乱用状況の変化等を踏まえ、啓発用資材の充実を図ります。

- (2) 薬物乱用防止講習会等資料の作成（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、教育委員会〔健康体育課〕）

社会状況の変化に応じた的確で効果的な講習会用資料を作成、提供するなど、積極的に啓発活動を支援します。

3 啓発活動への積極的な支援

- (1) 啓発活動に対する啓発用資材等の提供（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、教育委員会〔健康体育課〕）

薬物乱用防止に取り組む団体等の啓発活動に対し、効果的な啓発用資材等を提供することにより、活動を支援します。

- (2) 講習会の講師派遣等の支援（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、教育委員会〔健康体育課〕）

関係機関や関係団体等と連携し、薬物乱用防止に取り組む団体等の講習会に講師を派遣するなど、積極的に支援を行います。

- (3) 学校薬剤師との連携強化（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、教育委員会〔健康体育課〕）

学校薬剤師会との連携を強化することにより、各学校の状況を把握している学校薬剤師の協力を得ながら、学校における学習や啓発活動等を推進します。

- (4) 先進的な普及啓発活動の情報共有（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、教育委員会〔健康体育課〕）

薬物乱用防止に取り組む団体等の先進的な取組や、工夫を凝らした効果的な取組を把握し紹介するなど、優良事例等の情報の共有に努めます。

施策目標

薬物乱用防止教室の実施率

$$\text{年度内に薬物乱用防止教室を実施した学校数} \div \text{全学校数} \times 100$$

現状値 (R6(2024)年度)
中学校 92.3%
高等学校 87.8%

目標値
(R12(2030)年度)
100%

薬物乱用防止指導員の活動率

$$\text{啓発活動を行った薬物乱用防止指導員数} \div \text{全薬物乱用防止指導員数} \times 100$$

現状値 (R6(2024)年度)
90.6%

目標値
(R12(2030)年度)
100%

基本方向Ⅱ

薬物に関する相談体制等の充実

薬物乱用者の再乱用防止対策については、早期に発見し、早期に対応することが大切です。一方、薬物乱用者やその家族は、深い悩みや不安を抱えていることが多いにも関わらず、相談先が分からない、相談しにくいとの理由から、相談機関等につなぐことができない場合があります。

こうした背景を踏まえ、薬物乱用者自らが相談しやすい環境づくりを推進するとともに、家族などが薬物乱用者の問題を見過ごさず、気づいた時点で早期に対応できるよう、効果的な相談窓口の周知に努めます。

また、相談機関や医療機関をはじめとする関係機関が連携し、継続的な支援を推進する体制の強化を図ります。

取組の内容

取組4 関係機関による相談体制等の充実

取組4 関係機関による相談体制等の充実

1 迅速かつ的確な薬物相談等の実施

- (1) 乱用薬物の特性に応じた相談体制の充実（保健福祉部〔障害福祉課、医薬・生活衛生課〕）

薬物乱用の原因・背景を踏まえ、薬物問題に悩む本人やその家族等からの薬物依存症に関する相談に対応できる体制の更なる充実を図ります。

- (2) 各機関の相談窓口における迅速かつ的確な薬物相談等の実施（保健福祉部〔障害福祉課、医薬・生活衛生課〕、警察本部〔組織犯罪対策第二課、人身安全少年課〕）

健康福祉センター等、精神保健福祉センター、警察本部等の各種相談窓口において、薬物乱用者本人及びその家族等からの相談に、迅速かつ的確に対応します。

- (3) 各機関の相談窓口の周知（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕、教育委員会〔健康体育課〕、警察本部〔組織犯罪対策第二課、人身安全少年課〕）
各機関の相談窓口及び具体的なサービス内容について、ホームページやリーフレット等に掲載するほか、SNSにより案内するなど、広く県民に周知します。

2 相談業務に携わる人材の育成

- (1) 依存症相談対応研修会の開催（保健福祉部〔障害福祉課、医薬・生活衛生課〕）

相談支援を行う関係機関の職員を対象として、薬物問題に関する専門家等を講師とした研修会を開催し、薬物依存症等それぞれの特性を踏まえた相談技術の向上を図ります。

(2) 地域生活支援研修会の開催（保健福祉部〔障害福祉課、医薬・生活衛生課〕）
薬物依存症者に対応する機会がある関係機関職員を対象として、薬物問題に関する専門家等を講師とした研修会を開催し、薬物依存症問題の理解と薬物依存症等それぞれの特性を踏まえた対応力の向上を図ります。

(3) 少年補導職員及び少年相談専門職員等向け研修の開催（警察本部〔人身安全少年課〕）
少年補導職員及び少年相談専門職員等を対象として、多様化する薬物の知識の習得や相談業務に対する研修会等を開催し、相談対応の向上を図ります。

3 相談機関の連携強化

(1) 相談拠点機関と各相談機関との連携強化（保健福祉部〔障害福祉課、医薬・生活衛生課〕）
薬物相談に関する情報共有や研修会等を通じて、相談拠点機関を中心とした各相談機関の連携強化を図ります。

(2) 学校警察連絡協議会等における連携強化（警察本部〔人身安全少年課〕、教育委員会〔義務教育課、高校教育課〕）
学校警察連絡協議会において学校関係者及び警察関係者が非行防止対策等に関する情報交換及び相互連絡等を行います。
また、「児童生徒の健全育成のための学校と警察の連携に関する協定」に基づき、学校と警察が相互に連絡を行うことにより連携を強化します。

主な相談窓口

一人で悩まず、まず相談！

● 薬物相談窓口

名称	所在地	電話番号
精神保健福祉センター	宇都宮市下岡本町 2145-13	028-673-8785
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-64-3029
県東健康福祉センター	真岡市荒町 116-1	0285-83-7220
県南健康福祉センター	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-6119
県北健康福祉センター	大田原市本町 2-2828-4	0287-22-2364
安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1	0284-41-5897
宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町 972	028-626-1104

● 薬物乱用相談電話

保健福祉部医薬・生活衛生課 028-623-3779
(にいさんみななく)

● 薬物相談メール

保健福祉部医薬・生活衛生課 yakuran184@gmail.com
(薬乱イヤよ)

● 薬物特定相談

精神保健福祉センター 開催日時：毎月第3水曜日 14:30～15:30
対象者：本人及び家族等
対応者：精神科医、アドバイザー、薬物担当職員等

● ヤングテレホン（少年に関する悩みや困りごと相談）

栃木県警察本部 0120-87-4152

施策目標

薬物乱用者本人からの相談件数



基本方向Ⅲ

監視指導及び取締りの強化

薬物乱用をなくすためには、不正な薬物取引を摘発・排除するとともに、不正薬物を所持・使用する者に対する取締りや医薬品等の不適正な取扱いに対する監視指導を強化する必要があります。

近年は、匿名性の高いインターネットを利用した薬物の密売・購入方法の潜在化・巧妙化が進行しているほか、従来から規制対象である薬物についても、大麻濃縮物やいわゆる大麻クッキー等の新たな形態で流通が確認されるなど、薬物乱用情勢は刻一刻と変化しています。

このような薬物を取り巻く社会情勢の急速な変化等に迅速・的確に対応するため、更なる情報共有の下、関係機関相互の連携を強化するとともに、合同捜査の実施等により、不正薬物の根絶を目指して、引き続き監視指導及び取締りの充実を図ります。

このほか、医療用麻薬等の不正使用、処方箋の偽造・変造による向精神薬等の不正入手や、有機溶剤の不正譲渡についても、監視指導を一層強化し、乱用の未然防止を図ります。また、薬局又はドラッグストアにおいて処方箋なしで購入可能な市販薬であっても、国が指定する「濫用等のおそれのある医薬品」については、規定量を超えて購入されることがないように販売業者に対する、法令の遵守指導を強化します。

取組の内容

- 取組5 関係機関の連携による取締体制の強化
- 取組6 不正流通薬物の取締りの強化及び未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応強化
- 取組7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底
- 取組8 薬物に関する調査研究等の推進

取組5 関係機関の連携による取締体制の強化

- 1 関係機関相互の積極的な情報共有
 - (1) 取締り関係機関相互の情報交換等の連携協力（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）

宇都宮地方検察庁、横浜税関宇都宮出張所、関東信越厚生局麻薬取締部等の取締り関係機関との定期的な情報交換を通じて、不正薬物の密売や密輸入に係わる情報共有の充実を図ります。
- 2 関係機関連携による取締りの推進
 - (1) 関係機関による合同捜査等の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）

関東信越厚生局麻薬取締部等の関係機関と合同で捜査や立入調査を実施するな

ど、積極的かつ連携した取締りを推進します。

- (2) 不正大麻・けしの早期発見及び抜去指導等の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）
自生している「大麻」や「けし」について、不正な所持や栽培等がなされないよう、広く通報等の協力を呼びかけ、早期発見、抜去指導等を行います。

取組6 不正流通薬物の取締りの強化及び未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応強化

1 組織犯罪対策の推進

- (1) 薬物密売組織の壊滅に向けた情報分析・捜査体制の強化（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）
組織的な薬物密売の実態解明を推進するため、暴力団や外国人薬物密売組織に係る情報の集約・分析など、捜査体制の強化を図ります。
- (2) 薬物密売組織の中枢に位置する者に対する取締りの徹底（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）
暴力団、外国人薬物密売組織等による薬物密売の事態解明、密売人の摘発、突上げ捜査を行い、薬物密売組織の中枢に位置する首領や幹部の検挙を図ります。
- (3) 密輸入事犯の取締りの強化（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕、保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
個人輸入の増加、薬物密輸入事犯による押収量の増加、薬物の仕出国・地域の多様化などの実態から、横浜税関宇都宮出張所、関東信越厚生局麻薬取締部等の関係機関と緊密に連携し、薬物密輸の壊滅を目指し徹底した取締りを推進します。
- (4) 様々な捜査手法、法令の活用（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕、保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
組織的に敢行される薬物密売や密輸入事犯を解明するため、通信傍受などの各種捜査手法等を積極的に活用するとともに、密売人等についてより重い処罰がなされるよう麻薬特例法の適用等により、厳罰の獲得、薬物犯罪収益の没収・追徴に向け、より効果的な方策について検討します。

2 犯罪収益対策の推進

- (1) 薬物犯罪収益等に係る情報集約及び分析の強化（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）
資金情報機関（F I U）からの情報をもとに、薬物犯罪収益等に係る実態解明活動を推進するとともに、薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為の発見に努めます。

- (2) 薬物犯罪収益等の剥奪の徹底（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）
薬物犯罪収益等の隠匿・收受行為（マネー・ロンダリング）の解明摘発に努め、薬物犯罪組織に資金面から打撃を与えます。

- 3 巧妙化する密売方法への対応
- (1) 薬物の密売を解明するための情報収集・協力体制等の強化（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕、保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
薬物密売組織は、携帯電話やインターネット等の通信手段や物流システムを悪用して密売を行うなど、巧妙化・潜在化・スピード化しています。その密売実態を解明するため、情報収集体制の強化や関係事業者の捜査協力体制の確保を図ります。

- (2) 薬物密売の広域化に対処するための連絡体制の強化（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕、保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
インターネットを利用して広域化する薬物密売に対処するため、国や他の都道府県関係機関・団体との情報連絡体制の強化を図ります。
- (3) 薬物密売に対する各種法令を活用した取締りの徹底（警察本部〔組織犯罪対策第二課〕、保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
各種法令、捜査手法を活用して薬物密売事犯の取締りを徹底するとともに、薬物関係の違法・有害情報サイトに対する効果的な対策を推進します。

- 4 薬物乱用者に対する取締りの徹底
- (1) 薬物乱用者に対する徹底した取締りの推進（警察本部〔組織犯罪対策第二課、人身安全少年課〕、保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
薬物の需要を根絶するため、薬物乱用者の取締り、薬物入手先の突上げ捜査を徹底します。
- (2) 若年層薬物乱用者への取締り方策の検討等（警察本部〔組織犯罪対策第二課、人身安全少年課〕、保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
若年層を中心に乱用が拡大している大麻等について、取締りの方策を検討し実施します。

- (3) 薬物乱用をほう助する者に対する取締り等の推進（警察本部〔組織犯罪対策第二課、人身安全少年課〕、保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）
大麻草の種子の不正輸入・販売者、注射器の不正販売者、知事指定薬物の広告行為等、薬物乱用をほう助する者に対する取締り等を推進します。

- 5 未規制物質等に関する情報共有及び監視指導體制の強化
- (1) 他都道府県及び関係機関との連携による未規制物質等に関する情報の共有（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）

他都道府県及び関係機関と連携し、未規制物質や新たな形態の規制薬物等の化学構造、生体影響及び国内外での流通等の情報の共有に努めます。

- (2) 他都道府県及び関係機関との連携による監視指導體制の強化（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕、警察本部〔組織犯罪対策第二課〕）

他都道府県及び関係機関と連携し、乱用のおそれのある未規制物質等に対する効果的な監視指導の方法等について情報交換を行うとともに、インターネット販売等、巧妙化・潜在化する販売に対する監視指導を行い、未規制物質等による健康被害の未然防止に努めます。

6 知事指定薬物の迅速な指定による規制の強化

- (1) 知事指定薬物の指定と県民への情報提供（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

県内に流通し健康被害の可能性があり、乱用のおそれのある未規制物質の情報を入手した場合は、必要に応じて栃木県薬物指定審査会の審議を経た上で、迅速かつ適切に知事指定薬物の指定を行うとともに、公報や県のホームページ等への掲載により、県民へ情報提供を行います。

取組7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底

1 医療機関等への計画的な立入検査の実施

- (1) 医療機関等への立入検査の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、医療政策課〕）

麻薬、向精神薬等を取り扱う病院、診療所、薬局、販売業者及び研究施設等を対象に、立入検査を実施し、各法令の遵守や保管管理の徹底など、医薬品の適正管理等を指導します。

- (2) 関係機関との合同立入検査の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、医療政策課〕）

医療機関等に対して麻薬や向精神薬等の取扱量に応じて、関係機関による合同立入検査を実施し、保管管理の徹底など、盗難や所在不明を防止するための措置について指導を強化します。

- (3) 毒物劇物販売者等への立入検査の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

トルエンやシンナーなどの有機溶剤を取り扱う販売業者等に対し、法令の遵守、特にシンナーやトルエンの譲渡記録の徹底等、適正管理を指導します。

- (4) 「濫用等のおそれのある医薬品」の取扱店舗等に対する販売ルールの遵守指導の強化（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

「濫用等のおそれのある医薬品」を取り扱う薬局、販売業者を対象に、販売時に行う他店舗での購入状況や購入理由等の確認、販売時の数量の制限、若年者の場合の年齢確認など、販売ルールの遵守指導を徹底します。

- (5) 大麻草栽培者への立入検査及び収去検査の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

大麻草栽培者における適切な栽培管理の遵守の徹底を図るため、立入検査を実施するとともに、栽培されている大麻草に含まれる規制成分の含有量が法令で定められた基準を満たしているか確認するため、毎年、栽培地において収去検査を実施します。

2 偽造・変造処方箋対策の充実

- (1) 医療機関及び薬局と連携した偽造処方箋の防止（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

偽造・変造処方箋による依存性のある医薬品の不正入手防止のため、医療機関、薬局及び関係団体との連携強化を図ります。

- (2) 偽造処方箋の持ち込み防止（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

薬局に偽造・変造処方箋が持ち込まれることのないよう、注意喚起を促す掲示物の活用など、未然防止に向けた環境整備を推進します。

取組8 薬物に関する調査研究等の推進

1 試験検査体制の強化

- (1) 多種多様化する乱用薬物への対応（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、保健福祉課〕）

指定薬物数の急増、より精度の高い分析、CBD（カンナビジオール）関連製品等の市場流通商品からの麻薬検出、新たな未規制物質の特定等に対応できるよう、分析の基準となる標準品の確保を含め、試験検査体制の強化を図ります。

2 調査研究の推進

- (1) 関係機関と連携した薬物に関する調査研究情報の収集（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、保健福祉課〕）

新たな薬物を規制につなげるため、国や他の都道府県の試験検査機関等と連携を図りながら、薬物に関する調査研究情報等の収集に努めます。

- (2) 薬物に関する調査研究の推進（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

医療機関や大学等と連携し、新たな薬物の特定や分析をするための試験方法等の研究及び開発を推進します。

- (3) 大麻に関する調査研究の推進（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、保健福祉課〕、農政部〔経営技術課〕）

無毒大麻「とちぎしろ」の無毒性を維持するため、県の試験研究機関において原々種の栽培及び交雑の有無を確認するための在来種を含む大麻に関する調査研究を推進します。

施策目標

正規薬物取扱者等への立入検査率（免許者及び許可業者等）

（麻薬営業者、毒物劇物営業者等の免許者及び許可業者等への立入検査数）
÷ 対象業務所等数 × 100

現状値
（R6(2024)年度）
33.0%

目標値
（R12(2030)年度）
35.0%

基本方向Ⅳ

薬物依存症治療等の充実

薬物乱用者が薬物の再乱用を防止し社会復帰するためには、認知行動療法等を中心とした薬物依存症の適切な治療と社会復帰に向けた効果的な指導・支援の両輪により対策を講じる必要があります。

そのため、本人の症状や家族等の様々な状況に応じて、薬物依存症に関する専門的な医療等の提供及び薬物依存症回復プログラムや家族会への参加等の支援を行うことにより、薬物依存症者が社会復帰を果たすよう息の長い支援を行います。

また、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつく社会の実現のため、薬物依存症の正しい知識の普及と理解の促進に努めます。

取組の内容

- 取組 9 薬物依存症者に対する治療の充実
- 取組 10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化
- 取組 11 薬物依存症者の社会復帰の支援

取組 9 薬物依存症者に対する治療の充実

- 1 薬物依存症からの回復に向けた薬物再乱用防止教育事業等の実施
 - (1) 薬物再乱用防止教育事業の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕）

関係団体と連携し、薬物依存からの回復を望む者に対して薬物に依存しない社会生活を営むための薬物依存症回復プログラム（Tochi-MARPP）を実施するとともに、継続的に受講できるよう支援します。

一定の基準に達した参加者に対しては、医療関係者、薬物依存症に関する団体及び学識経験者から成る栃木県薬物依存症対策推進委員会の再乱用防止教育終了評価部会において修了判定を行います。
 - (2) 関係機関との連携（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

関係機関との連携を強化し、各々の専門性を活かした取組により、薬物依存からの回復を支援します。
 - (3) 薬物尿検査の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕）

薬物再乱用防止教育事業のプログラム受講者に、薬物の再乱用を心理的に抑制し、併せて断薬への動機づけを行うため、この検査の目的を理解し、自ら尿検査の受検を希望する者に、薬物尿検査を実施します。
 - (4) 経過観察事業の実施（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕）

薬物依存症回復プログラム修了者等が、再び不正薬物等に依存することなく社会生活を営み続けられるよう、一定期間、電話や面談等によりフォローアップを実施します。

2 専門医療機関における薬物依存症治療の充実

(1) 専門医療機関の整備（保健福祉部〔障害福祉課、医薬・生活衛生課〕）

薬物依存症の専門医療機関の設置を推進し、医療提供体制の充実強化を図ります。

(2) 薬物依存症治療に関する専門医療の提供（保健福祉部〔障害福祉課、保健福祉課、医療政策課、医薬・生活衛生課〕）

専門医療機関、治療拠点機関等が連携を図り、薬物依存症患者に対し専門的な医療を提供します。

また、薬物依存が疑われる者を速やかに専門医療機関等に結び付けるため、薬物依存症の研修を専門医療機関以外の医療機関の医療従事者に対しても実施する等、医療関係者の技術向上に取り組みます。

(3) 中毒性精神障害者への対応（保健福祉部〔障害福祉課、医薬・生活衛生課〕）

医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる中毒性精神障害者に対して、入院等適正な医療を提供します。

3 医療機関及び保険者等との連携強化

(1) 医療機関及び保険者等との連携強化による重複投与等の防止（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、医療政策課、障害福祉課、健康長寿推進課〕）

医療機関、保険者等との連携を強化し、依存性の高い向精神薬等処方箋医薬品の重複投与の防止及び適正な服用指導等により、処方箋医薬品による依存症者の保健衛生上の危害を防止します。

4 教育事業等の効果検証の実施及び今後の支援への活用

(1) 効果検証の実施及び支援方策への活用（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕）

教育事業等の実施による効果を確認するとともに、その結果を今後の支援に反映させるなど、教育事業等の一層の充実を図ります。

取組 10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化

1 薬物依存症回復プログラムの充実

(1) プログラム内容の充実と環境整備（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕）

薬物依存症回復プログラムの申込者が継続して参加できる回復効果の高いプロ

グラムとなるよう内容の充実と、参加しやすい環境を整備します。

- (2) 違法薬物の種類に応じた薬物依存症回復プログラムの検討（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

薬物乱用者の中には、大麻の乱用を正当化する者もあり、再乱用防止の動機付けに対する障害となっている等、違法薬物によって乱用者の特性が異なることから、各々の特性に対応した薬物依存症回復プログラムについて検討し、薬物依存症回復プログラムへの参画を促していきます。

- (3) 刑事施設等と連携した長期・継続的な指導・支援の充実（保健福祉部〔医薬・生活衛生課〕）

薬物依存のある者の再犯を防止するためには、刑事司法関係機関での対応を終えた後も地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるよう、関係機関と連携を図り、適切な支援の充実を図ります。

2 家族会事業の充実

- (1) 家族会の開催及び内容の充実（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕）

薬物依存症者の家族や関係者が薬物依存症についての正しい知識を持ち、回復につながる対応を学ぶことで、薬物依存症者自身の回復や自立を促していけるよう、薬物依存症について家族とともに考える「家族会」の充実を図ります。

3 医療機関等との連携強化による回復支援

- (1) 関係機関との連携強化（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕）

薬物依存症からの回復には長い時間がかかり、その回復状態に合わせて支援を行う必要があることから、保健、医療、福祉、取締り機関、関係団体の連携強化を図ります。

- (2) ファシリテーターの育成（保健福祉部〔医薬・生活衛生課、障害福祉課〕）

薬物依存症者の状態を把握し、その状態に応じて適切な支援が行えるよう、関係機関におけるファシリテーターの育成に努めます。

取組 11 薬物依存症者の社会復帰の支援

1 薬物依存症者の自立と地域社会への復帰の支援

- (1) 少年の立ち直り支援（警察本部〔人身安全少年課〕）

非行を繰り返すおそれのある少年に対し、清掃などの社会奉仕活動、農業や創作体験活動等、不良交友に代わる少年たちの心の拠り所となる新たな「居場所」をつくることにより、立ち直り支援を推進します。

- (2) 薬物依存症者の自立と地域社会への復帰を支援（保健福祉部〔障害福祉課、医

薬・生活衛生課〕

社会復帰の支援に関わる関係機関のネットワークの構築を推進するとともに、住居、就労、生活福祉支援等の関係機関への紹介など、薬物依存症者の自立と地域社会への復帰を支援します。

2 薬物依存症に関する正しい理解の促進

(1) 正しい知識の普及による薬物依存症の予防及び偏見、差別の解消（保健福祉部〔障害福祉課、医薬・生活衛生課〕）

薬物依存症が十分に理解されていないことが適切な支援につながる妨げとなっていることから、薬物依存症者やその家族が適切な治療や支援に結びつくよう、広く県民に対して継続的に普及啓発を行います。

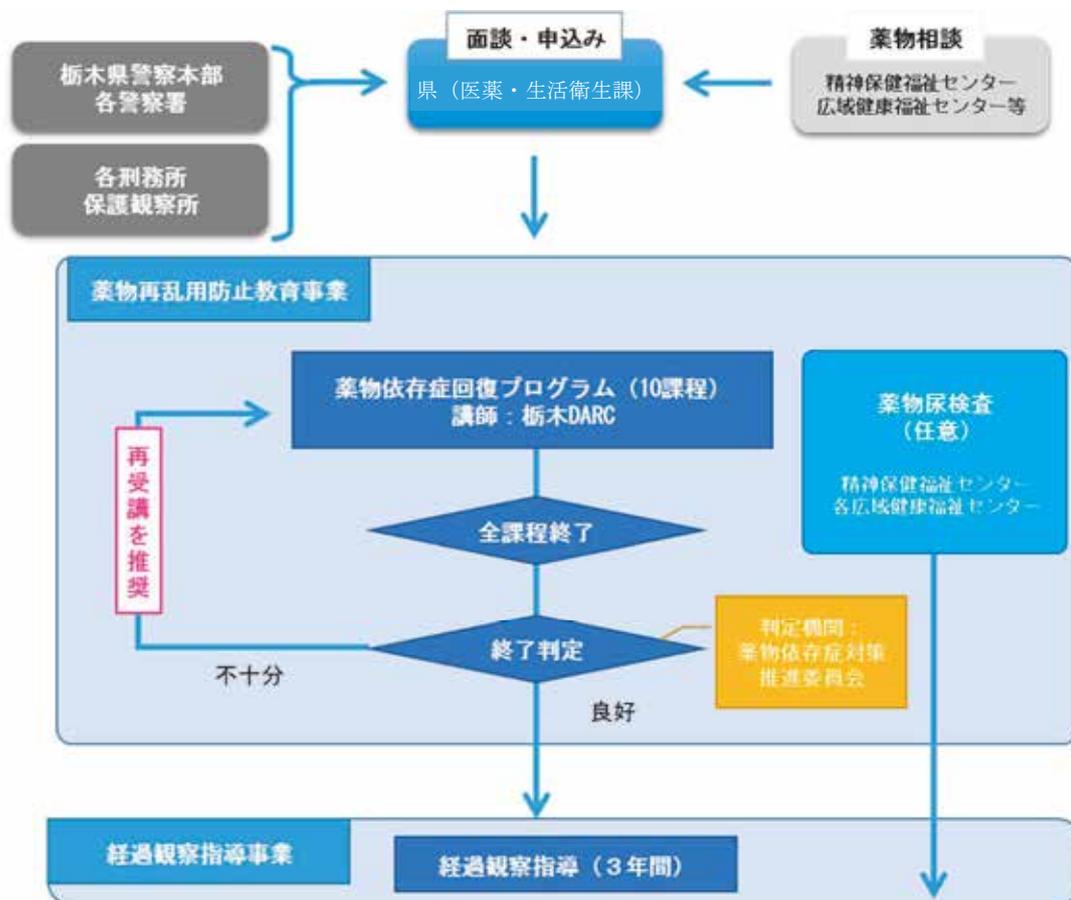


図 24 本県における薬物依存症対策事業体系図

施策目標

薬物再乱用防止教育事業への申込者数（累計）

現状値（R6(2024)年度）
162人

目標値
（R12(2030)年度）
200人

薬物再乱用防止教育修了者数（累計）

回復プログラム10課程全てを受講し、薬物依存症対策推進委員会で修了と判定された者の人数（累計）

現状値（R6(2024)年度）
33人

目標値
（R12(2030)年度）
40人

専門医療機関数

専門医療機関：依存症に係る専門の研修を修了した医師や看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のスタッフが配置されていることや依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療及び認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていることなどの一定の基準を満たし、県から選定を受けた医療機関のこと。

現状値（R6(2024)年度）
専門医療機関：1施設

目標値
（R12(2030)年度）
専門医療機関：3施設

薬物再乱用防止教育事業参加者の再犯率（累計）

薬物再乱用防止教育事業参加者の検挙者数（累計）÷薬物再乱用防止教育事業参加者数（累計）×100

現状値（R6(2024)年度）
42%

目標値
（R12(2030)年度）
30%

参加者：薬物再乱用防止教育事業に申し込んだ者のうち、薬物依存症回復プログラムを1回以上受講し、かつ、検挙等により当該事業を退会していない者のこと。

2 施策一覽

基本方向	取組	施策	関係課
I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進	1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実	児童生徒の薬物乱用防止意識の向上	文書学事課、医薬・生活衛生課、義務教育課、高校教育課、健康体育課、人身安全少年課
		薬物乱用防止教育内容の充実	医薬・生活衛生課、学校安全課、義務教育課、高校教育課、健康体育課
		大学等における学生に対する普及啓発	医薬・生活衛生課
	2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成	地域住民への啓発活動の推進	医薬・生活衛生課、人身安全少年課
		各種運動、キャンペーンによる啓発活動の実施	県民協働推進課、医薬・生活衛生課、義務教育課、高校教育課、健康体育課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		広報媒体を用いた幅広い啓発活動の推進	広報課、医薬・生活衛生課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
	3 薬物乱用防止のための普及啓発への支援の充実	薬物乱用防止活動を担う人材の育成	県民協働推進課、医薬・生活衛生課、健康体育課
		啓発用資材の充実	医薬・生活衛生課、健康体育課、人身安全少年課
		各啓発活動への積極的な支援	医薬・生活衛生課、健康体育課
II 薬物に関する相談体制等の充実	4 関係機関による相談体制等の充実	迅速かつ的確な薬物相談等の実施	障害福祉課、医薬・生活衛生課、健康体育課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		相談業務に携わる人材の育成	障害福祉課、医薬・生活衛生課、人身安全少年課
		相談機関の連携強化	障害福祉課、医薬・生活衛生課、義務教育課、高校教育課、人身安全少年課
III 監視指導及び取締りの強化	5 関係機関の連携による取締り体制の強化	関係機関相互の積極的な情報共有	医薬・生活衛生課、組織犯罪対策第二課
		関係機関連携による取締りの推進	

基本方向	取組	施策	関係課
Ⅲ 監視指導及び取締りの強化	6 不正流通薬物の取締りの強化及び未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応強化	組織犯罪対策の推進	医薬・生活衛生課、組織犯罪対策第二課
		犯罪収益対策の推進	組織犯罪対策第二課
		巧妙化する密売方法への対応	医薬・生活衛生課、組織犯罪対策第二課
		薬物乱用者に対する取締りの徹底	医薬・生活衛生課、人身安全少年課、組織犯罪対策第二課
		未規制物質等に関する情報共有及び監視指導体制の強化	医薬・生活衛生課、組織犯罪対策第二課
		知事指定薬物の迅速な指定による規制の強化	医薬・生活衛生課
	7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底	医療機関等への計画的な立入検査の実施	医療政策課、医薬・生活衛生課
		偽造・変造処方箋対策の充実	医薬・生活衛生課
8 薬物に関する調査研究等の推進	試験検査体制の強化	保健福祉課、医薬・生活衛生課	
	調査研究の推進	保健福祉課、医薬・生活衛生課、経営技術課	
Ⅳ 薬物依存症治療等の充実	9 薬物依存症者に対する治療の充実	薬物依存症からの回復に向けた薬物再乱用防止教育事業等の実施	障害福祉課、医薬・生活衛生課
		専門医療機関における薬物依存症治療の充実	保健福祉課、医療政策課、障害福祉課、医薬・生活衛生課
		医療機関及び保険者等との連携強化	医療政策課、障害福祉課、医薬・生活衛生課、健康長寿推進課
		教育事業等の効果検証の実施及び今後の支援への活用	障害福祉課、医薬・生活衛生課
	10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化	薬物依存症回復プログラムの充実	障害福祉課、医薬・生活衛生課
		家族会事業の充実	
		医療機関等との連携強化による回復支援	
	11 薬物依存症者の社会復帰の支援	薬物依存症者の自立と地域社会への復帰の支援	障害福祉課、医薬・生活衛生課、人身安全少年課
薬物依存症に関する正しい理解の促進		障害福祉課・医薬・生活衛生課	

3 目標値一覧

取組	目標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	目標値の 考え方
I 薬物乱用防止の教育及び学習の推進				
1 学校における薬物乱用防止に関する教育の充実	薬物乱用防止教室実施率 ・中学校 ・高等学校	92.3% 87.8%	100%	文科省通知に年1回は当該教室を開催するよう記載があることを踏まえた数値とした。
2 地域社会における薬物乱用防止意識の醸成	薬物乱用防止指導員の活動率	90.6%	100%	県内全域に配置された薬物乱用防止指導員全員の活動を目標値とした。
II 薬物に関する相談体制等の充実				
4 関係機関による相談体制等の充実	薬物乱用者本人からの相談件数	278件	380件	薬物乱用者本人であっても気軽に相談できるようこれまでの実績を踏まえた数値とした。
III 監視指導及び取締りの強化				
7 正規流通薬物の監視・指導監督の徹底	正規薬物取扱者等 [※] への立入検査率 <small>※免許者・許可業者等</small>	33.0%	35.0%	麻薬免許の有効期間が最大3年であることから、有効期間内に1回は検査を実施することとした。
IV 薬物依存症治療等の充実				
9 薬物依存症者に対する治療の充実	薬物再乱用防止教育事業への申込者数(累計)	162人	200人	これまでの事業実績を踏まえ、年間10名程度の申込者の増加を図ることとした。
	薬物再乱用防止教育修了者数(累計)	33人	40人	これまでの事業実績を踏まえ、年間1～2名程度の修了認定を行うこととした。
	専門医療機関数	1施設	3施設	県依存症対策推進計画における目標値と整合性を図った。
10 再乱用防止対策・再犯防止対策の充実強化	薬物再乱用防止教育事業参加者の再犯率(累計)	42%	30%	目標の進捗をより明確にするため、事業に継続して参加する者を対象に再犯率を再計算し、これまでの実績を踏まえた数値とした。

第5章 計画の推進

1 責務

1 県の責務

県は、薬物乱用防止に関する施策を総合的に策定し実施します。また、その実施に当たっては、国、他の都道府県、市町村、薬物乱用防止を目的とする団体等と緊密な連携を図ります。

2 県民の責務

県民は、薬物乱用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物乱用を防止するよう努めます。

また、県が実施する薬物乱用防止に関する施策に協力するよう努めます。

3 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たって、薬物乱用防止に努めるとともに、県が実施する薬物乱用防止に関する施策に協力するよう努めます。また、薬物乱用に関して法令に違反する行為があったことを知ったときは、違反行為に係る情報を県に提供するよう努めます。

2 推進体制

1 県の推進体制

薬物乱用防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県、教育委員会及び公安委員会は、相互に連携、協力して、薬物乱用防止に関する情報を収集し、整理、分析を行った上で、県民への積極的かつ迅速な情報提供に努めるとともに、調査、指導その他の措置を実施します。

なお、知事指定薬物の指定や、知事指定薬物に指定する前の緊急時の勧告、及び乱用薬物の危険性に関する事項等の調査審議については、栃木県薬物指定審査会で行います。

さらに、薬物乱用に関する県民の意識や行動に関する実態や、県の施策に対するニーズ等を的確に捉え、本計画の着実な推進に努めます。

また、施策の実施に当たっては、国、他の自治体、薬物乱用防止を目的とする団体等との連携を強化します。特に、栃木県薬物乱用対策推進本部本部員の構成機関である国の出先機関における薬物乱用防止に係る施策は、本計画の具体的施策に緊密に関係することから、連携を強化し各施策を推進します。

2 連携の強化

(1) 国、他の都道府県との連携

薬物乱用に関する様々な課題は、県としての対応だけで解決できるものばかりではありません。乱用薬物のインターネットでの販売等に見られるように、広域的な対応が求められる課題や、全国的な規制での対応が必要になる問題があることから、国や他の都道府県等との緊密な情報共有のもと、協議、調整等を行い、本計画の着実な推進に努めます。

(2) 市町との連携

教育や学習の場や機会の提供、消費者相談等、県民にとって身近なサービスを行う市町との連携、協力のもと、本計画の着実な推進に努めます。

(3) 関係団体との連携

本計画における施策を総合的に推進するためには、専門医療等の提供、教育や学習を担う専門知識を持った人材の提供、自助活動や家族会活動の実施など、保健・医療・福祉等関係団体との連携、協力のもと本計画の着実な推進に努めます。

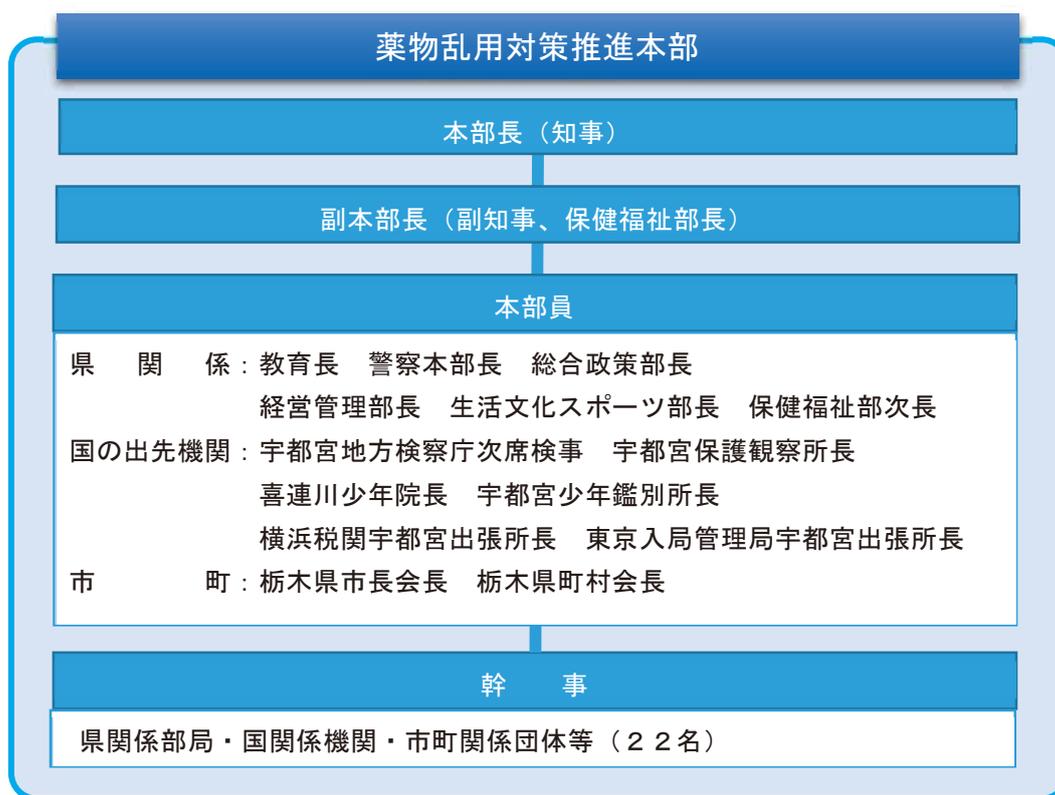


図 25 栃木県薬物乱用対策推進本部の組織

3 計画の評価

1 定期的な評価

県は、本計画の中間年度である令和10（2028）年度に、基本目標の実現に向けて本計画に定めた具体的な施策の取組状況や目標値の進捗状況を確認し、中間評価を行います。

また、中間評価に限らず、毎年度進捗状況の管理を行い、適切な分析、対応を行います。

2 栃木県地方薬事審議会への報告等

計画の進捗状況の評価に際しては、関係機関や学識経験者等によって構成される栃木県地方薬事審議会（以下「審議会」という。）において、具体的な施策の取組状況や目標値の達成状況等の分析結果を報告します。

また、計画の策定時や、計画の進捗状況を評価した結果、計画を見直す場合には、あらかじめ審議会の意見を聴くこととします。

参考資料

1	とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）策定経過	47
2	栃木県地方薬事審議会委員名簿	48
3	栃木県薬物乱用対策推進本部設置要綱	49
4	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例	51
5	栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則	56
6	乱用薬物を規制する法律	58
7	SDGsの達成に向けた取組	59
8	用語解説	60

1 とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）策定経過

令和6(2024)年12月3日 薬物に関する県民意識調査

令和7(2025)年3月12日 栃木県地方薬事審議会
 ・とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）の策定について

7月11日 栃木県地方薬事審議会
 ・とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）の骨子案について

11月27日 栃木県地方薬事審議会
 ・とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）の素案について

12月23日～パブリック・コメントの実施
 令和8(2026)年1月22日

2月5日 栃木県地方薬事審議会
 ・とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）の案について

3月27日 とちぎ薬物乱用防止推進プラン（3期計画）の決定、公表

2 栃木県地方薬事審議会委員名簿

令和8（2026）年3月1日現在

	委員名	役職等	備考
1	竹村 克己	一般社団法人栃木県医師会常任理事	
2	小池 亮史	栃木県弁護士会弁護士	
3	吉田 真貴子	学校法人国際医療福祉大学講師	
4	加藤 雄次	栃木県議会議員	
5	猪瀬 昌子	一般社団法人栃木県薬剤師会理事	会 長
6	臼井 悟	一般社団法人栃木県病院薬剤師会会長	
7	佐久間 豊子	栃木県女性薬剤師会会計責任者	
8	車田 由美子	一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会研修会研修副委員長	
9	田村 貴彦	栃木県薬事工業会理事	
10	松川 栄信	栃木県配置薬協議会会長	
11	岡田 明	栃木県医薬品卸協会会長	
12	柳田 和子	栃木県地域婦人連絡協議会副会長	
13	浅海 伸子	栃木県生活学校連絡協議会副会長	
14	石原島 晶子	公募委員	

(敬称略)

3 栃木県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(趣 旨)

第1条 栃木県における薬物乱用対策に関し、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図り、総合的かつ効果的な対策を推進するため、栃木県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(業 務)

第2条 本部は次の業務を推進する。

- (1) 薬物乱用防止についての啓発、宣伝、指導に関すること。
- (2) 薬物事犯の取締りの強化に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策についての必要な事項。

(組 織)

第3条 本部の組織は次のとおりとする。

本部長 1名
副本部長 2名
本部員 若干名
幹事 若干名

2 本部長は知事とする。

3 副本部長は副知事及び保健福祉部長とする。

4 本部長に支障があるときは、副本部長がその職務を代理する。

5 本部員は本部長が指名し、次に掲げる者をもってあてる。

なお、栃木県保健福祉部に保健医療監の職があるときは、これにあたるものとする。

(1) 県関係職員

総合政策部長
経営管理部長
生活文化スポーツ部長
保健福祉部次長
教育長
警察本部長

(2) 国の出先機関の職員

宇都宮地方検察庁次席検事
宇都宮保護観察所長
喜連川少年院長
宇都宮少年鑑別所長
横浜税関宇都宮出張所長
東京入国管理局宇都宮出張所長

(3) その他本部長が適当と認め委嘱した者

栃木県市長会長
栃木県町村会長

6 幹事は本部長が指名し、次に掲げる者をもってあてる。

所属	役職名
総合政策部	総合政策課長、広報課長
経営管理部	財政課長、文書学事課長
生活文化スポーツ部	県民協働推進課長、くらし安全安心課長
保健福祉部	障害福祉課長、医薬・生活衛生課長
教育委員会	義務教育課長、高校教育課長、生涯学習課長、健康体育課長
警察本部	人身安全少年課長、組織犯罪対策第二課長
宇都宮地方検察庁	検察官
宇都宮保護観察所	企画調整課長
喜連川少年院	首席専門官
宇都宮少年鑑別所	首席専門官
横浜税関宇都宮出張所	統括審査官
東京入国管理局宇都宮出張所	統括入国警備官
栃木県市長会長	事務局長
栃木県町村会長	事務局長

(会 議)

第4条 会議は本部会及び幹事会とする。

2 会議は必要に応じ、本部長が招集する。

3 本部会の議長は本部長とし、幹事会の議長は副本部長とする。

(事務局)

第5条 本部の事務を処理するため、事務局を保健福祉部医薬・生活衛生課に置く。

(補 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則 (略)

4 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例

平成二十七年六月三十日

栃木県条例第三十一号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止に関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、薬物の濫用の防止に関する県の施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な規制を行うこと等により、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止し、もって県民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚醒剤及び同条第五項に規定する覚醒剤原料
- 二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 三 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしから
- 四 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物
- 五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第二条第十五項に規定する指定薬物
- 六 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物

(県の責務)

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、他の都道府県、市町村、薬物の濫用の防止を目的とする団体等と緊密な連携を図るものとする。

(県民の責務)

第四条 県民は、薬物の濫用の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、薬物の濫用の防止に努めるとともに、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たり、薬物の濫用に関し法令に違反する行為があったことを知ったときは、当該違反行為に係る情報を県に提供するよう努めなければならない。

(基本計画)

第六条 知事は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、薬物の濫用の防止に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 薬物の濫用の防止に関する基本的方向
- 二 薬物の濫用の防止に関する施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、薬物の濫用の防止に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県地方薬事審議会に意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（推進体制の整備）

第七条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、相互に連携し、及び協力して、薬物の濫用の防止に関する調査、指導その他の措置を講ずるものとする。

（調査研究の実施等）

第八条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を行うとともに、薬物の試験及び検査に関する研究開発を推進するものとする。

（情報の収集等）

第九条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を効果的かつ適正に実施するため、薬物の濫用の防止に関する情報の収集、整理、分析及び提供に努めるものとする。

（教育及び学習の推進）

第十条 県は、青少年をはじめとする県民が薬物の濫用の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるよう、教育及び学習の推進に努めるものとする。

（相談体制の充実等）

第十一条 県は、薬物を濫用し、又は濫用していた者及びその家族等からの相談に適切に応じられるよう、相談体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（依存症治療の充実等）

第十二条 県は、薬物依存症にかかった者の回復及び円滑な社会復帰に資するよう、専門的な治療の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（知事指定薬物の指定）

第十三条 知事は、第二条第六号に掲げる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認めるものを知事指定薬物として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、栃木県薬物指定審査会の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、栃木県薬物指定審査会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合において、知事は、速やかに、その指定した内容について栃木県薬物指定審査会に報告しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、知事指定薬物の名称、指定の理由その他必要な事項を告示してし

なければならない。

(知事指定薬物の指定の失効)

第十四条 知事指定薬物が第二条第一号から第五号までに掲げるいずれかの薬物に該当するに至ったときは、当該知事指定薬物の指定は、その効力を失う。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失ったときは、当該知事指定薬物の名称、指定の失効の理由その他必要な事項を告示するものとする。

3 第二十三条から第二十七条までの規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第十五条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

一 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。

二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること。

三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。

四 知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用すること（第二号に該当する場合を除く。）。)

五 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあっせんすること。

(警告)

第十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

一 前条第一号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者

二 前条第二号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者

三 前条第三号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者

四 前条第四号の規定に違反して知事指定薬物を所持し、購入し、譲り受け、又は使用した者

五 前条第五号の規定に違反して場所を提供し、又はあっせんした者

2 知事は、前項各号（第四号を除く。）のいずれかに該当する者が法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に対しても、警告を発することができる。

3 前二項の警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造等の中止命令等)

第十七条 知事は、前条第一項の警告（同項第五号に係るものを除く。以下この条において同じ。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与、所持、広告、購入、譲受け若しくは使用の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者に対し、同項の警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため緊急を要する場合におい

て、前条第一項の警告を発するいとまがないとき。

二 前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する者が過去に同項の警告を受けたことがあるとき。

(緊急時の勧告)

第十八条 知事は、第二条第六号に掲げる薬物の濫用により、保健衛生上の危害が発生し、又は拡大するおそれがあると認めるときは、第十三条第一項の規定により当該薬物を知事指定薬物として指定する前に、当該薬物を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、販売若しくは授与の目的で広告し、購入し、譲り受け、又は使用する者に対し、その行為を中止し、又は当該薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行ったときは、県民に当該勧告に係る薬物に関する情報を提供するものとする。

3 知事は、第一項の規定による勧告を行ったときは、速やかに、その旨を栃木県薬物指定審査会に報告するものとする。

(広域規制製品の届出)

第十九条 医薬品医療機器等法第七十六条の六の二第一項に規定する生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「広域規制製品」という。）を所持する者は、当該広域規制製品の名称及び数量その他の規則で定める事項を知事に届け出なければならない。ただし、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止に支障を及ぼすおそれがない場合として規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、薬物の濫用による保健衛生上の危害の発生及び拡大を防止するため、前項の規定により届出を行った者に対し、当該広域規制製品を使用しないよう要請するとともに、必要な助言又は指導を行うものとする。

3 知事は、第一項の規定により届出を行った者の求めに応じ、当該広域規制製品を処分するものとする。

(立入検査等)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第十五条各号に掲げる行為を行い、若しくは行った疑いのある者に対して、必要な報告をさせ、又はその職員に、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは知事指定薬物等を、試験のため必要な最少分量に限り、収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(栃木県薬物指定審査会)

第二十一条 第十三条第一項の規定による知事指定薬物の指定に関する事項、第十八条第一項の規定による勧告に関する事項その他の第二条第六号に掲げる薬物の危険性に関する事項について調査審議させるため、栃木県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員五人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 第二項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第二十三条 第十七条の規定による命令（第十六条第一項第一号又は第二号に係るものに限る。）

に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十七条の規定による命令（第十六条第一項第三号又は第四号に係るものに限る。）に違反した者

第二十五条 第十五条第三号又は第四号の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十三条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条第三項、第十五条から第二十条まで及び第二十三条から第二十七条までの規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

以下略

5 栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

栃木県規則第三十七号
平成二十七年六月三十日

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則を次のように定める。

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年栃木県条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(正当な理由がある場合)

第三条 条例第十五条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 次に掲げる機関等において学術研究又は試験検査の用途に供するため条例第十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合
 - イ 国の機関
 - ロ 地方公共団体及びその機関
 - ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関
 - ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 - 二 国又は都道府県の機関において犯罪鑑識の用途に供するため条例第十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合
- 三 疾病の治療の用途（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第一項又は第十九条の二第一項の承認を受けて製造販売された医薬品を使用する場合に限る。）に供するため条例第十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合
- 四 工業の用途に供するため条例第十五条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為をする場合
- 五 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等（医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。）向けの新聞又は雑誌により条例第十五条第三号に掲げる行為をする場合その他主として知事指定薬物を前各号に規定する用途に供するために使用する者を対象として同条第三号に掲げる行為をする場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める場合

(警告書の様式)

第四条 条例第十六条第三項の書面の様式は、別記様式第一号のとおりとする。

(広域規制製品を所持する者の届出事項等)

第五条 条例第十九条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- 二 広域規制製品の名称
- 三 広域規制製品の数量
- 四 広域規制製品の入手目的
- 五 広域規制製品の入手方法
- 六 広域規制製品の入手年月日

2 条例第十九条第一項の規定による届出は、別記様式第二号による広域規制製品所持届を提出して行うものとする。

3 条例第十九条第一項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第三条第一号又は第二号に掲げる場合
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認める場合

（収去証の交付）

第六条 条例第二十条第一項の規定による収去は、別記様式第三号による収去証を交付して行うものとする。

（身分証明書の様式）

第七条 条例第二十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

（栃木県薬物指定審査会）

第八条 栃木県薬物指定審査会（以下「審査会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 審査会の庶務は、保健福祉部医薬・生活衛生課において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条から第七条まで及び別記様式第一号から別記様式第四号までの規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

*様式（略）

6 乱用薬物を規制する法律

令和8（2026）年3月1日現在

法律名	分類名	薬物等名	
麻薬及び向精神薬 取締法 ¹	麻 薬	アヘンアルカロイド	モルヒネ、ヘロイン 等
		コカインアルカロイド	コカイン 等
		合成麻薬	フェンタニル、MDMA、LSD 等
		大麻	大麻草及びその製品 ※除外事項あり
	麻薬原料植物		コカ、マジックマッシュルーム 等
	向 精 神 薬	睡眠剤	トリアゾラム 等
		精神安定剤	ロラゼパム 等
		食欲抑制剤	フェンテルミン、マジンドール 等
		鎮痛剤	ペンタゾシン 等
		中枢神経興奮剤	メチルフェニデート 等
麻薬向精神薬原料		サフロール、無水酢酸 等	
あへん法 ²	あへん、けし、けしがら		
大麻草の栽培の規制に関する法律 ³	大麻		
毒物及び劇物 取締法 ⁴	興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物、劇物	トルエン、シンナー 等	
覚醒剤取締法 ⁵	覚醒剤	アンフェタミン、メタンフェタミン	
	覚醒剤原料	エフェドリン、フェニル酢酸 等	
医薬品 医療機器等法 ⁶	指定薬物	エトミデート、1T-LSD 等	
	無承認医薬品	危険ドラッグ 等	

¹ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年3月17日法律第14号）

² あへん法（昭和29年4月22日法律第71号）

³ 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年7月10日法律第124号）

⁴ 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）

⁵ 覚醒剤取締法（昭和26年6月30日法律第252号）

⁶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）

7 SDGsの達成に向けた取組

SDGsは、2015年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発のための目標」であり、我が国では2016年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げ「SDGs実施指針」を策定しました。

本県においても、SDGsの「誰ひとり取り残さない」という理念を踏まえた計画の策定、実現が求められており、とちぎ薬物乱用防止推進プラン(3期計画)では、その理念を踏まえ、各種取組を実施して参ります。

とちぎ薬物乱用防止推進プラン(3期計画)とSDGsの目標との関連性は次のとおりです。

基本方向1 薬物乱用防止の教育及び学習の推進 SDGs目標：3、4

＜取組例＞ 有職・無職少年に対する啓発の強化
広報媒体を用いた幅広い啓発活動の推進

基本方向2 薬物に関する相談体制等の充実 SDGs目標：3

＜取組例＞ 各機関の相談窓口における迅速かつ的確な薬物相談等の実施
各機関の相談窓口の周知

基本方向3 監視指導及び取締りの強化 SDGs目標：3、16

＜取組例＞ 知事指定薬物の指定と県民への情報提供

基本方向4 薬物依存症治療等の充実 SDGs目標：3、4、8、10、17

＜取組例＞ 刑事施設等と連携した長期・継続的な指導・支援の充実
薬物依存症者の自立と地域社会への復帰を支援
薬物依存症に関する正しい理解の促進



8 用語解説

● 薬物乱用

決められたルールから逸脱して薬物を使用することを指す。覚醒剤、麻薬、大麻などの違法薬物は、1回の使用でも乱用となる。また、医薬品についても、本来の目的以外に使用すれば乱用となる。

● 薬物依存

薬物依存には、精神依存と身体依存がある。この2大特性が、薬物乱用者が中毒に陥り、止められない状態になる原因となっている。

精神依存：薬物が欲しいという強い欲求がわき、自分の意思によるコントロールが効かなくなる状態。

身体依存：薬物が効いている状態が正常であるかのように感じ、薬物の効果が切れたときには、不快感や苦痛などの離脱症状が起きるようになる。

● 覚醒剤

中枢神経に作用して異常な興奮状態をもたらし、精神依存も強い薬物。

● 麻薬

あへん系麻薬、コカイン系麻薬、合成麻薬及び大麻に大きく分類され、身体及び精神依存性や幻覚作用を有する薬物。一方で、医療用の鎮痛薬や鎮咳剤として適正に使用されるものもある。

なお、押収量が増加している合成麻薬の一種であるMDMAは、カラフルな色や様々な刻印が特徴で、一見するとラムネ菓子のようなものが多い。知覚を変化させ幻覚が現れることがあり、大量摂取すると高体温になり、死に至ることもある。

● 大麻

大麻草という植物由来の薬物で、幻覚作用や記憶障害、学習能力の低下等をもたらす。近年は成分を濃縮したリキッドタイプの大麻製品や大麻が含まれる食品等も登場している薬物。

● トルエン・シンナー（有機溶剤）

情緒不安定・無気力となり、幻覚や妄想が現れて薬物精神病になる。大量摂取すると呼吸困難で死に至ることもある薬物。

● 向精神薬

中枢神経に作用して、精神機能に影響を及ぼす薬物で、医療用医薬品として幅広く使用されており、その作用によって鎮痛剤系と興奮剤系の2つに大別される。

- CBD（カンナビジオール）

大麻草に含まれる成分の一種で、令和7（2025）年12月1日現在、法規制の対象外となっているもの。
- 未規制物質
覚醒剤や麻薬などの薬物を規制する法律の対象となっていない物質のこと。規制されていないからと言って安全性を保証するものではないため、その物質の取扱いには十分注意する必要がある。
- 指定薬物
中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用を有し、かつ人体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるもの。
- 濫用等のおそれのある医薬品
濫用等のおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するもので、法令等により、薬局等の販売業者は、販売時に、販売個数の制限、多量購入の際の購入理由の確認、若年者の場合の年齢の確認などが必要なもの。
なお、濫用等のおそれのある医薬品は、令和7（2025）年の医薬品医療機器等法改正により、「指定濫用防止医薬品」と位置づけられ、令和8（2026）年5月から若年者に対する適正量の販売等が義務付けられる。
- 認知行動療法
個人に生じている問題を、認知（現実の受け取り方、ものの見方）—感情—行動の相互関係が悪循環を起こしていると理解したうえで、特にその個人の認知面に働きかけることで悪循環の緩和を目指す治療法のこと。
- 相談拠点機関
依存症専門相談員の配置、相談窓口の明示、関係機関との連携等の要件を満たす都道府県における相談の拠点となる機関。
- 専門医療機関
依存症に係る専門の研修を修了した医師や看護師、作業療法士、精神保健福祉士 又は臨床心理技術者のスタッフが配置されていることや依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療及び認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていることなど、一定の基準を満たし、県から選定を受けた医療機関。
- 治療拠点機関
専門医療機関であることに加え、依存症に関する取組の情報の発信や医療機関を対象とした依存症に関する研修の実施などを行える医療機関のうち、県から選定を受けた医療機関。

- 再犯率
犯罪により検挙等された人が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるかを見る指標。

- 再犯者率
検挙等された者の中に、過去にも検挙等された人がどの程度いるかを見る指標。
- 刑事施設
刑務所、少年刑務所、拘置所の総称。
- 刑務所
主として、受刑者を収容し、処遇を行う施設。



編集発行／栃木県

保健福祉部医薬・生活衛生課
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
TEL 028-623-3119 FAX 028-623-3116
<https://www.pref.tochigi.lg.jp>